

## 平成27年第4回羅臼町議会定例会（第1号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 選挙第 6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 7 認定第 1号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 3号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 平成26年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6号 平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第13 議案第48号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第14 議案第49号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第50号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第51号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第17 議案第52号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第18 議案第53号 羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条

例制定について

日程第19 議案第54号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

日程第20 議案第55号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第21 議案第56号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第22 各委員会閉会中の所管事務調査の件

追加日程第1 議案第57号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○出席議員（9名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	6番	坂本志郎君		7番	松原臣君
	8番	鹿又政義君			

---

○欠席議員（1名）

5番 小野哲也君

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	川端達也君
企画振興課長補佐	平田充君	総務課長	太田洋二君
税務財政課長	高橋力也君	納税担当課長	長屋修二君
環境生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	対馬憲仁君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
水産商工観光課長	堺昇司君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

---

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松田伸哉君 次長 長 上部健太君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成27年第4回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島讓二君及び4番宮腰實君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、定期監査の結果及び例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。平成27年度第4回定例町議会を開催いたしましたところ、議員の皆様には万障繰り合わせ御出席をいただきましたこと、お礼を申し上げます。お許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床らうす国民健康保険診療所の指定管理の継続についてであります。

国保診療所の運営につきましては、平成24年度に指定管理者制度を導入し、社会医療法人孝仁会による運営が開始され、4年目を迎えております。この間、24時間救急の受け入れ、入院病棟の再開、透析治療も順次開始され、加えて、併設されるリハビリセンターでは通所リハビリの提供も行われるなど、診療所の運営につきましては順調に推移しており、社会医療法人孝仁会には、当町の医療ビジョンによる医療を安定的に提供していただいていることに対しまして感謝を申し上げる次第であります。なお、来年度には指定管理の契約期間となります5年目を迎えますので、基本協定書の第46条に規定する契約期間の延長に基づきまして、去る10月7日、釧路孝仁会記念病院におきまして正式に契約期間延長の協議を行い、当町から期間延長のお願いに対しまして、孝仁会の斎藤理事長からは引き続き診療所の運営を引き受けていただけるお返事を頂戴したところであり、大変ありがたく思っております。つきましては、今後、国保診療所の運営に当たり、平成29年度からの新たな指定管理に向けまして、孝仁会と町が一体となって、具体的な協議、諸準備を進めていくこととしているところであります。

2件目は、高齢者叙勲の受章についてであります。

元羅臼消防団第4分団長、森野昭一氏が、平成27年11月1日発令の高齢者叙勲、瑞寶單光章を受章されました。森野氏におかれましては、昭和23年に羅臼村消防団団員を拝命以来、41年有余の長きにわたり、地域防災の崇高な使命感のもと、地域住民の安全確保と被害軽減に尽力するとともに、防火思想の啓蒙活動に努められた功績が認められ、このたび受章となったものであります。まことにおめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し上げます。御本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、ここに御報告申し上げます。次第であります。

3件目は、麻布歯科診療所の歯科医師の交代についてであります。

麻布歯科診療所につきましては、庄司周先生による診療が行われていたところでありましたが、このたび、開設者であります栗山町の永山歯科医院、永山院長から所長の交代について御連絡をいただきました。庄司先生におかれましては、平成20年10月から麻布歯科診療所所長として、就任以来7年間にわたり勤務をしていただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。なお、新たに着任された歯科医師につきましては、名古屋市出身の船越誠先生で、去る11月10日から診療を開始していただいているとこ

ろでございますので報告をさせていただきます。

4件目は、ふるさと納税の申し込み状況についてであります。

12月1日より始めました知床・羅臼まちづくり寄付金返礼制度導入のふるさと納税は、12月9日現在、270件、526万5,001円の寄附の申し込みがありましたので御報告を申し上げます。なお、今後も寄附金の増大に向けた魅力ある羅臼の特産品のPRに努めてまいります。また、羅臼町を応援していただいております多くの皆様からの寄附の申し込みが続いておりまして、第3回臨時会において補正いたしました予算に不足を生じることとなりましたので、本議会において補正予算を追加議案として上程いたしたく、特段の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5件目は、既にお手元に配付してございます12月9日現在における市場の鮮魚取扱高の状況でございます。

トータルで見ますと、昨年と比べ、現時点で約5,700トン減で、金額では約8億4,000万円減の90億円となっております。秋サケ取扱高の減に加え、ホッケに関しましては昨年の約5分の1にまで落ち込んでおります。漁価高に救われているといった面もありますが、2年前の同期と比較しますと、金額で29億4,000万円の減でありまして、このような状況から一日も早く脱却することが望まれております。これからタラ漁やスケソウ漁が始まりますので、豊漁で活気のある浜を期待するところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） おはようございます。通告に基づき、一般質問をいたします。

私の質問は、3件、8点について質問をさせていただきます。

1点目、現在、新年度予算に向けての編成作業が恐らく各課で行われているのかなというふうに思いますが、来年度想定される予算規模、予算編成の基本的考え方についてお答えをお願いします。

二つ目、歳出における義務的経費及び投資的経費予算の考え方について。

3点目、これからの行財政運営の考え方についてお答えをお願いいたします。

2点目、羅臼町の人口減対策に関して伺います。少子高齢化が非常に早い速度で進んでおる現状でございますが、羅臼町の少子高齢化の現状認識と対策についてお答えをお願いします。

あわせて、子育て家庭の経済的支援策についてお答えをお願いします。

3件目、先月、11月の頭に、別府まで私ども議員も含めて視察に行つてまいりました。この地熱発電については、既に過去の議会においても同様の議論をしておるところですが、進捗状況がどうなっているか。

それから、実際にやるに当たって、どのくらいの発電規模を計画しているのか。それから、コスト、事業費、さらに、その発電したエネルギーをどのように利活用するのか、その範囲についてお答えをお願いします。

それから、恐らくは検討中ということなのかなというふうには思っておりますが、現時点における地熱発電推進の問題点と行程表、どういうスケジュールで進めていくおつもりなのか、以上をお伺いをして1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員より3件の御質問をいただきました。1件目は、新年度予算に関して3点の御質問であります。

1点目の、想定される予算規模、予算編成の基本的考え方についてであります。想定される予算規模としましては、当町の財政構造上、町税と地方交付税で歳入の約70%を占めている現状から、まちの基幹産業である水産業の水揚げ高の回復を見込むことが困難なことによる町税の減収や、国の事情による地方交付税の減額等により、歳入に見合った歳出とならざるを得ない状況であることから、平成27年度同様の約35億円程度の規模となることが予想されております。

このような状況下の中で、予算編成の基本的考え方については、町税、使用料及び手数料等の徴収すべき歳入の確保に努めるとともに、歳出の経常経費である旅費及び需用費等の節減に努めていくこととしております。また、知床未来中学校の建設事業へ着手することが予算編成の柱になると考えております。

2点目の、歳出における義務的経費及び投資的経費予算の考え方についてであります。義務的経費は、人件費、扶助費、そして公債費の支出が義務づけられており、任意に削減できない経費となっておりますが、特に人件費が歳出の20%以上となっている現状から、財政を圧迫していることは事実であり、さきの臨時町議会で議決をいただき、新年度から当面の間、人件費削減に努めてまいります。また、投資的経費は、道路や学校の建設等、社会資本整備に要する経費となっており、道路整備の進捗については、財政上なかなか進めることが困難な中ではありますが、前段申し上げましたとおり、知床未来中学校建設を進めてまいります。

3点目の、これからの行財政運営の考え方についてであります。確実に、そして安定した歳入確保のため、ことし12月から開始したふるさと納税事業の拡充を目指すこと、また、一方では、国保会計や水道事業会計の繰り入れや中学校建設に伴う支出等があり、このための財源として、平成27年度残高見込み額が約7億円ある財政調整基金の取り崩しが必要となる可能性があると考えております。また、人口減少の観点から職員定数の見直しも考えられます。いずれにしましても、これから行財政運営は町民とともに考え、行政

サービスに努めながら、限られた財源ではありますが、身の丈に合った羅臼町独自の財政構造を構築しなければならないと考えております。

2件目は、羅臼町の人口減対策に関して2点の御質問であります。

1点目は、少子高齢化の現状認識と対応についてでございます。まず、平成26年第4回定例会におきましても同様の御質問をされておりますため、内容が重複することもありますことを御了承願います。当町における出産率の過去5年間の推移は、人口千対では6.2、9.5、9.8、6.8、6.7で、平均すると7.8となり、全道平均の7.5よりは多少上回っておりますが、少子化傾向となっております。また、平成27年11月末現在の65歳以上の高齢者人口は1,447名、高齢化率は26.5%で、昨年同期に比べ、人口で15人、高齢化率で1.1ポイントそれぞれ増加しており、着実に高齢化は進んでいる状況です。そのような状況の中、少子化対策につきましては、本年3月に作成しました羅臼町子ども・子育て支援事業計画を基本に、幼稚園に対する教育給付事業や放課後児童クラブ、子育て支援センター「ありんこ」における地域子育て支援事業など、当町が取り組むべき方策につきまして、財政状況を勘案しながら実施しております。また、高齢化対策につきましても、本年3月に作成しております第6期羅臼町介護保険計画に基づき、住みなれたまちで、元気で生活していけるための地域包括ケアの推進を中心に実施しているところでございます。

続きまして、2点目の子育て家庭の経済的支援についてでございます。本年6月より、人口減対策といたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略先行型交付金を活用し推進しているところでありますが、特に子育て家庭の経済的支援につきましては、町民の第3子以降の出産に対してお祝い金10万円を贈る第3子以降出産祝金制度や、町立幼稚園の入園時に係る入園料3,000円を助成する町立幼稚園入園料助成制度をそれぞれ実施しております。また、12月からは、子育て支援センターにおいて、1歳以上幼稚園未満の幼児に対する一時預かり事業や、子育て中の母親のリフレッシュ事業を順次開催するなど、子育て中の母親の支援事業も実施しているところであります。さらに、本年4月から始まりました子ども子育て支援新制度における町立幼稚園の利用料金につきまして、国で示す世帯の課税状況による基準に加え、課税されている世帯の利用料を上限6,000円に軽減している世帯もあるところでございます。

なお、坂本議員からは、平成26年第4回定例会におきましての、子育て支援には経済支援も必要であり、少しずつでも進めるべきであることや、本年第3回定例会におきましての、少子化対策としては町として子育て支援に特化した形で進めるべきであることなどの御提案もいただいているところでございますが、現在の財政状況を鑑みながら、できるところから行っている状況にありますことを御理解いただきたいと思います。

3件目は、地熱発電推進に関して3点の御質問ですが、関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

最初に、地熱発電について申し上げますと、地熱発電は、東日本大震災による福島原発

事故の影響により環境意識が高まり、再生可能エネルギー導入に対する動きが活発化している中で、天気や季節に影響を受けずに安定した利用が可能であり、ほかの再生エネルギーと比較しても二酸化炭素排出量が少なく、環境に優しい特徴があることから注目されている再生可能エネルギーであります。

次に、当町の地熱事業の状況につきましては、昭和36年に採湯目的で掘削したところ、間欠泉となったことがきっかけで、昭和37年から昭和58年にかけて地下資源の基礎調査等を実施した結果、比較的地下の浅いところから噴出することが確認され、昭和58年に温泉供給を目的として1号井を掘削し、翌年、昭和59年から1号井を利用して町立温水プールや湯ノ沢地区の公共施設、民間の宿泊施設に温泉供給を開始したのが始まりであります。その後、熱源安定のために合計5カ所の温泉井を掘削しておりますが、噴出量の減少等によって、現在稼働している温泉井は2カ所のみで、一次利用として公共施設の暖房や民間の温泉施設の浴場など、10カ所の施設で利用し、二次利用等でも5カ所の施設で活用しており、当町にとって非常に重要なエネルギー資源となっております。

今後も安定的に温泉供給を進めていくためには、地下資源埋蔵状況調査を行う必要があると判断し、本年4月にオリックス株式会社と協定書を締結させていただき、12月末までの地表の露頭観察や化学分析、地下の電磁波探査などで地下資源の調査を実施し、その後、調査結果の検収作業が行われ、来年3月までには調査結果の報告がなされる予定となっております。

また、本年8月に、地熱エネルギーに対して関係団体や事業者などが理解を深めるために、地下資源活用に関する地域協議会を設立し、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用しながら、議員の皆様と合同の視察研修や地域協議会の勉強会も開催しております。さらに、知床未来中学校建設に向けて熱水を利用した暖房設備の検討も行っており、地熱利用を前提とした事業の調査設計費についても補助事業として進めているところでもあります。

議員御質問の、地熱発電に関する発電規模や事業費、利活用、今後の進め方につきましては、まずは町として現在行っている温泉水の安定供給を図ることが重要と考えておりますので、地下資源の埋蔵状況の調査結果で、安定的な熱水利用のための地下資源が見込めると判断できた場合には、地域協議会で地熱発電計画や地下熱資源を利用した具体的な事業内容について協議されることとなりますが、その場合にも、地域住民や関係機関、事業者等の理解が得られるよう進めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 最初に、地熱発電の関係で、オリックスと提携をして、今調査をして、来年結果が出ると。その結果が出て、その規模ですとかそういうのがきっと決まるのだろうなというふうに思いますが、またその結果が出た時点で、もう少し細部にわたって質問をさせていただきたいと思うのですが、1点、この事業はどういう形態、例えば



社形態、オリックスの会社で丸抱えでやるのか、あるいは、官、役場がどのようにかかわるのか、あるいは、出資金等を町民から募って、要するに町民がかかわった会社にするのか、この辺もまだきっと定まっていらないのかなと思うのですが、この点についての町長の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま、地熱の今後の事業について、どういう形態で行っていくのかという御質問であります。今、坂本議員がおっしゃったとおり、今後、調査結果が出た中で、どのように進めていくかということをも十分町民の皆さんと御相談をした上、また、利用者等も含めまして、どのような形が一番望ましいのかということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そういうことだろうと思うのですが、私がちょっと危惧しているといえますか、100%、例えばオリックスの資本でやるということになりますと、その出てくるエネルギー、その価値が、基本的にその会社に全て行くと。羅臼町で何人か雇用をしてというようなことに、きつとなるのかもしれませんが、特にこの地熱発電は、きょうの新聞にもバイオマスとかいろいろ出てきていますけれども、私は、町民が参加する、羅臼町で小さなエネルギー会社をつくりましたというような、イメージですよ、そういうことで、町民だとか、あるいは羅臼町にあるいろいろな会社から出資を求めて、町長がおっしゃっていた町民理解という点で言うと、そういう方式がすごくいいのではないかなど。当然出資ですから、それから、発電をすることによって、そこから利益が出ますから、出資配当を行うと。例えば10年、15年たつと、ある程度返すことができると、これは羅臼町で初めてやるということではなくて、太陽光発電なんかではもう既に、長野県のあるまちなんかではやっています。ぜひその辺も含めて検討していただければというふうに思います。

次に、羅臼町の人口減対策に関して何点か質問したいと思います。

羅臼町の人口は、10月末現在で5,469人ということで、ついに5,500人を割り込みました。国でやっている人口推計のほぼそのとおり、ほぼ同じ数値で進行しています。30年後はもう3,000人台になるということで、これは大変なことになるなというふうに思っているわけですが、こういうのがあります、羅臼町の人口ビジョン（案）、これは町で出しているものです。これは、説明資料ということで一部抜粋した3枚くらいの資料なのですが、この人口ビジョンについて、これは案になっているのですが、これの完成したものは現在あるのか、まずその点お聞かせください。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 人口ビジョンの関係ですけれども、10月末で完成させていただきました。最終的に総合戦略の概要版を含めて配付する予定で、今準備を進めているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この抜粋したものが、恐らくもう少し詳しい説明になっていると思うのですが、できたら、できるだけ早く議員にも説明がてら資料の配付をお願いしたいと思います。

これはなかなかの資料なのです、実際。この中に、人口3区分、要するに、年齢で三つに分けて、65歳以上の人たち、あるいは15歳から64歳まで、これは生産年齢人口、その下の子どもたち、こう大きく分けているのですが、この中に、合計特殊出生率、俗に言う出生率というやつです、これの目標を1.8で設定しているのです。合計特殊出生率、この後、出生率というふうに簡略して言いますが、羅臼町の現在の出生率、前にも一度お聞きしていることがあるのですが、出生率はどうなっているのかをお答えください。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 合計特殊出生率ですけども、2010年、2015年の数字になりますけれども、1.72というふうになっております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） この人口ビジョンで示されている羅臼町の1.8を目指して、その後1.8を維持するというような表現になっているのです。1.8に上昇させて維持することなのですが、羅臼町の計画出生率1.8という数値の根拠、それと、今1.7くらいだということですが、0.1ポイント上げるということだろうと思うのですが、これの具体的な対策は、幾つかあれば、ざっくりでいいですからお答えください。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） まず、1.8の根拠ですけども、国の示す人口を伸ばして、抑制していかなければならないというのが、最低でも国では1.80以上を求めなければ、今後、人口減少が抑制されないということがございますので、羅臼町としても、目標値としては1.8を目指すということで1.8を掲げております。その対策としまして、大きくは、地域における安定した雇用の創出と地域の活性化を目指すということと、それから、若い世代の就労、結婚、出産、子育ての希望をかなえた事業を実施していくということを掲げております。さらに、3点目として、魅力あるまちづくりと人口の流出の抑制を図っていく事業展開を進めていくということで、この3点を目標に羅臼町の総合戦略に盛り込んでいるところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 出生率1.8というこの数値は、実は、課長がお答えになったように、国の数値なのです、1.8にしましょうというのは、恐らくそのままやったと思うのですが。ただ、この国の1.8という希望、数値は、これは新聞に書いていたのですが、18歳から34歳の独身者のうち、結婚希望者が9割いるとか、希望する子どもの人数が男女とも2人程度であるとかなどの調査を単純計算してはじき出した机上の数字だと、こういうふうに批判的に書いている学者がいました。要するに、1.8実現の裏づけ

がないということを批判したのだと思うのですが、その意味では、今、課長がお答えになったように、雇用の創出であるとか、魅力あるまちづくりだとか、いろいろありますよね、その中に、子育ての経済的支援の問題だとか、あるいは、経済的支援ではなくて子育て支援の環境を整えるという、こういういろいろな策を講じて人口減少を防ぐと、こういうことだろうというふうに思います。ちなみに、2014年、昨年日本全体の出生率は1.42です。人口維持に必要な出生率は2.07と言われていていますから、1.8をやったとしても人口減は進むと、国全体もそうですよ、羅臼町も恐らくそうだと思います、こういう状況。

私、この質問をするに当たって、先ほど年齢3区分の話をしてしまいましたが、この人口ビジョンの中に、ゼロ歳から14歳までの年少人口が大幅な減少傾向にあるということが書かれていたのです。羅臼町の14歳までの年少人口、数字で言うと、昭和55年はゼロ歳から14歳まで1,902人いたのですが、平成26年度、昨年度は696人というところまで年少人口は減っているんですね。これはすごいことだなと思って、ちょっとお手伝いをさせていただきましたら、中標津と別海と標津と比較してみたのです。そうしましたら、人口とゼロ歳から14歳の割り算です、パーセントで出しましたけれども、一番年少人口が割合として多いのは別海町です、15.0、次が中標津町が14.9、約15ですね。羅臼町はというと、12.7%ということになります。隣の人口がほぼ同じの標津町はどのくらいだったかと調べると、やっぱり12.7、だから標津町と変わらないんですね、パーセントで言えばですね。ただし、これもちょっと余計な話なのですが、そのほかに、15歳から64歳までの生産人口、それから65歳以上の高齢者の人口も、率で調べてみましたら、実は羅臼町の15歳から64歳までの生産人口、働く人たちの数の割合、これが63.9%で、実は北根室4町の中で一番多いのです。それで、私、これ見てうれしくなって、余計なことですけども、今お話ししているのですが、まだまだ頑張れるぞという感じがしました。

それで、子育て家庭の経済的支援策について、町長のほうから、祝い金の問題ですとか、入園料の助成ですとか、利用料の軽減策であるとか、いろいろやっていることは承知しています。昨年12月に、私、この質問、協町長、前町長のときですが、そういうことができたらいいのだけれども、経済的状況が厳しく困難であると、そういうことでした。去年の12月に、私はこういうふうに質問をして実施を求めた経緯があるのですが、少子化対策の一環として、この経済的子育て支援、子どもを預かるだとか出産祝い金というのも経済的支援と言えば支援なのですが、具体的な経済的支援ということで、学校給食費の無料化、医療費の無料化、幼稚園、保育料の無料化、これに手をつけるべきであるというお話をしました。今申し上げた給食費、幼稚園の無料化、それから医療費の無料化に必要な総予算は5,350万円という、これは町の担当課からのお答えです、5,300万円かかるということです。子育て支援を目的に、子どもの通院、入院の医療費助成の対象を中学生や高校生まで拡大する市町村が道内で急増していることが、つい先日の道新の一面に

大きく載りました。5年前の4倍にふえているということです。子どもの数が少ない町村を中心に、医療費の自己負担分を全額助成する無料化を実施している。

それでは、1点お聞きしますが、羅臼町の子どもの医療費負担の現状についてお伺いします。我がまちの小学校就学前までの幼児の自己負担割合、就学後の負担割合、通院費、これは道の補助も入っていると思いますが、通院費の負担割合はどうなっているかお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 羅臼町の乳幼児医療の助成制度につきましての御質問でございますが、ゼロ歳から3歳までにつきましては全額助成というふうになっております。初診料のみ自己負担でございます。3歳から小学校入学までにつきましては1割負担、小学校1年生から6年生までにつきましては、入院のみ1割負担ということで、北海道の基準に基づきまして助成をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） わかりやすく言えば、就学前の子どもは2割負担ですよ、そのはずですよ、違うなら違うと言ってください。それから、就学後は3割負担になっているはずですよ、無料とか1割とかではなくて。わかりやすく言うと、2割から3割、ゼロ歳児からかかるということです。保健福祉課長が今お話ししましたけれども、これは国や道の基準ですよ、基準どおりですよ、ある意味。現在、道内179市町村のうち、6割に当たる104市町村は、この国と道の基準を超えて医療費の助成を実施していると、これが先日の新聞報道なのです。繰り返しになりますけれども、昨年12月にこの医療費の無料化を提案したとき、財政上困難だということで、状況は余り変わっていないと思うのですが、私は、この人口減対策について、テーマで取り上げましたけれども、人口減対策の一環としても、この子育て家庭の経済的支援は非常に重要だろうというふうに思います。高校生まで羅臼町で医療費を無料化するのに必要な財源は、高校生までの子ども数、860人いるのですが、高校生までやると2,200万円必要です。1人当たりで言うと、年間平均2万6,000円医療費がかかっていると、こういうことなのですが、その上でお伺いしたいのですが、私は、ゼロ歳から3歳児、羅臼町に170人くらいいます、この幼児について無料化を、まず第1段階やる、これ、コスト536万円。あるいは、さらにもう一歩進んで、就学前まで無料化するなど、財政上の負担を考慮しながら段階的に実施するという方向で、新年度あるいは次年度に向けて実施するという、実施するかしないかと聞くと、難しいということになると思うので、検討をぜひしていただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま坂本議員から医療費の無料化ということで御質問をいただいております。確かに、できるかできないかということになりますと、現在の財政状況

の中では非常に厳しいだろうというふうに思っております。それと、検討していくか、しないかということになりますと、実は、私が就任してから、またそれ以前も、検討は何度もされているものだというふうに認識をしております。ただ、いろいろな状況を勘案してみますと、非常に厳しい状況であるということは否めないのだろうというふうに思います。ただ、今後、少子化対策の一環として、このような事業が必要であるという判断をせざるを得ない状況に陥った、また、現在もそのような状況であるということで、ただいまの御質問があると思いますけれども、そういったことも考えながら、行政の運営も、また少子化対策もしていきたいと。単に無料にしていくということ以外のことも含めまして、いろいろ検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） そもそも論で言いますと、私は、全国どこでも、子どもが同じ条件、平等の条件で医療にかかれるように、国が一定の助成を行うべきだというふうに考えているのです、私も考えている。ところが、国がやらないから、要するに、幼児から2割も負担する、8割は国で負担しているわけですが、それで、その後3割も負担だと、これが国と道の基準なのです。これではどうしようもないので、先ほど言った、6割ぐらいの自治体が上乘せしているわけでしょう、自治体の。それで、どこの自治体も財政は厳しいのです。實際上、道内においても、自治体によって医療費負担についてはまさに不平等と言うべき現象が起きています。これも前回も申し上げましたが、標津町は高校生まで医療費は無料ですよ、今。ところが、我がまちはゼロ歳児から2割負担、就学後は3割負担でしょう、こういう極端な差が出ているのです。これはやっぱり是正をしなければいけない。町長がおっしゃったように、これを助成する場合に、何のために助成するのかという目的をやっぱり、それは明確にしなければなりませんよ。財源が限られる中、他の子育て支援も幾つかやっているわけですから、他の子育て支援と比較して、医療費の助成を優先するのかどうかというのは、これはきちんと考えなければいけないのです。ただ、羅臼町は、どちらにしても人口減の抑制を目指さなければならないし、目指しているというふうに思います。そのためには、先ほど企画振興課長も言っていましたけれども、産業の安定化だとか、活性化だとか、雇用拡大ですとか、観光の振興だとか、この地域創生の総合政策が必要なのです、もちろん。経済的支援だけすればいいというものではないのです、人口減の関係ではですね。この少子化の進行は一層の人口減少をもたらして、この羅臼町地域経済や社会保障に影響を及ぼすとともに、未来を担う子どもたちの健全な成長にも大きな影響を及ぼすと思います。私は、子育て家庭の経済的負担軽減化をすることは、少子化対策、ひいては人口減対策の重要施策だというふうに考えています。時間の関係もありますので、今後もこの議論は継続をしていきたいというふうに思います。

次に、新年度予算の基本的な考え方についてお答えをいただきました。平成20年、7年前の9月に、羅臼町は自立のまちづくりを目指して、平成20年度から平成27年の7年間ぐらいの間の財政健全化計画書を作成しています。7年前、思い起こしますと、この

時期、ちょうど地方自治体財政健全化法という法律がちょうどできたころだと思うのですが、夕張がどうの、羅臼町もそうなるのではないかと大騒ぎしていた時代ですよ。その時点では、羅臼町は病院国保会計の多額の不良債務、累積赤字で苦しんでいたような時期だったというふうに思います。羅臼町は、この早期健全化団体あるいは財政再生団体への転落回避に向けて、この羅臼町の財政健全化計画書、こういうやつです、20年前のもですけれども、これをつくって、基本目標を、単年度収支不足が標準財政規模の15%を超えないこと、平成20年度から平成27年度までの財政収支見通しにおける収支不足の解消を掲げて、人件費の抑制、事務事業の見直し、歳入の確保、不良債務の圧縮などを具体的に取り組んできました。今年度、平成27年度はこの計画の最終年度に当たっているのです。あの当時、職員の賃金10%削減とか、相当強烈なことをやったわけですが、振り返って、この計画遂行の検証というか、思いがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま、財政運営についての御質問をいただきましたが、平成20年から、今、坂本議員がおっしゃるとおり、平成27年までの間、羅臼町財政健全化計画を策定しながら、健全を目指してやってきたという中で、非常に、一番の思いといたしましては、今お話があったとおり、職員の給与10%の削減から始まりまして、今年度、一時、それを戻してしまったというところにありますけれども、この間の財政運営、大変厳しい中で、そういう職員の協力のもとで、病院の再建ができて診療所が新しくなると、あわせて、赤字を解消できたということは、非常に私たち、町民にも、このことに関しては、本当に御迷惑もおかけしてきた、サービスの量も減らしてきたということに関しては、それを耐え忍んでいただいたということに対して非常に感謝を申し上げているところでございます。前段、御質問もありました財政運営につきましては、今後、さらにまた厳しさを迎えるということが思われるところでございまして、現在の漁業協同組合の水揚げ高、先ほど町長から報告いたしましたけれども、10億円近い、前年度あるいは昨年度から20億余にある減少を見ているというところからすると、今後の税の徴収あるいは収入、このことに関しても非常に厳しい状況かなということを思っておりまして、今後の財政運営、大きな柱として新中学校の建設に向けて、これは努力をしていかなければならない。あるいは、さまざまな、坂本議員からお話のあった医療費の、子どもたちの、これは全国一律で同じ養育をすべきということは私どもも十分そのとおりだというふうに思いますし、これは国に向かって、その辺もお話もさせてもらいたいというふうに思っておりまして、状況からいたしますと、まずは、また新たに財政健全化計画を作成しながら、今後の運営に努めてまいりたいということを思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 町長のほうから新年度予算について、35億円ぐらいでまず作

成、最終的には、補正でまた38億円ぐらいにはきつとなるのだろうと思いますが、35億円だと本当にきついということ、はっきりそう思います。歳出の考え方について、義務的経費、投資的経費予算の考え方についてもお答えがありました。經常経費の中に義務的経費があります、人件費と公債費ともう一つあるのですが、平成26年度の決算カードありますかと聞いたら、まだできていないということだったので、平成25年度の決算カードで見ると、平成25年度の歳出額総額は約38億円ですね。經常的経費は37億円、投資的経費1億円と、こんな割合です。この經常的経費37億円のうち義務的経費は15億円、人件費8.4億円、扶助費が2.6億円で、公債費、借金の返済が4.4億円。性質別歳出38億円のうち義務的経費の人件費は、町長、最初、20%ぐらいとおっしゃっていましたが、平成25年の決算カード上は22%ぐらいになっています。実はこの人件費も、経費の中にさまざまな人件費が盛り込んでいますから、総枠の人件費はさらにきつと多いのだろうと思いますが、今は義務的経費の人件費でお話をしたいと思いますが、人口減少が、先ほどもお話ししたようにどんどん進んでいる現状を鑑みれば、この人件費の圧縮は、基本的には避けて通れないテーマだということで、町長もそのことは繰り返し言っております。今般、職員人件費の削減が実施されました。その削減総額が約1,800万円です。私は、3%下げると、5%下げると、これで人件費を圧縮するというのは、どっちにしたって限界来ますよ。だって、それぞれ職員の皆さんだって生活があるわけですから。そういう意味では、今、副町長がちらっと触れていましたけれども、定員計画、職員の総枠ですよ、私は、人件費の、削減という言い方はよくないので適正化という表現をこの後使いますが、人件費の適正化は、個別に毎年、必要に応じて何%下げると、それをお願いをして労働組合と話しすることは大事なことです、人件費適正化の方法は定員計画に求めるというふうに求めるべきではないかなというふうに考えていますが、その上で伺いますが、現在、第7次総合計画を策定中だと思うのですが、この中に人件費の適正化に向けた定員管理計画を盛り込むべきだと思うのですが、町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問でありますけれども、当然に、健全化計画、あるいは定員管理計画も同時につくることになってございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） それをやっぴり町民にも知らしめることは必要なのですが、やっぱり多くの職員の皆さんにも、なぜこうするのかということの説明した上で、毎年の定員管理計画に応じて総体を圧縮していくと、人件費を適正化すると、ぜひその方向で進めていただきたいなというふうに思います。

次に、義務的経費のうちの公債費、借金の件に関して1点お伺いします。平成25年度の実績で見ると、歳出38億円のうち公債費、借金の返済は4.4億円くらいですね。こ

これは、歳出全体38億円のうちの11.6%に当たります。要するに、羅臼町は総予算の中の1割強を公債費、要するに地方債、返済に充てていると、こういうことになるわけですが、38億円で4.4億円くらいずつ返していくと、割り算すると、9年のローンですね、9年間、4億円、5億円弱ずつ払っていかねばならないと、こういう状況にあるということです。

それで、1点ちょっとお聞きしたいのですが、投資的経費で中学校の建設の話もちょっと出ていますけれども、2年後に着工する予定ということで現在進めていますよね。この中学校の建設をすると、また借金、補助金、いろいろ国庫補助とか基金あると思うのですが、どちらにしても、また借金がふえるということは間違いない。その後、今度、町営住宅といったら、さらにまたふえる。水道管が老朽化してひどいから直すといったら、またふえると、こういう悪循環に今羅臼町は陥っているわけですが、中学校の建設で、またこの借金がふえると思われるのですが、まだ予算、ちょっとまたふえてふえてということになっているようですけれども、現在20億円くらいで組み立てて、今またふえるという状況のようですけれども、予算総体の財源の内訳、要するに、国庫補助とか過疎債にどのくらい求めるのかということです。そして、それによって新たな債務はどのくらいを想定しているのか、今おわかりであれば、これもざっくりでいいですが、お答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 新中学校の建設に係る財源内訳ということでありましてけれども、総体、今、二十数億ということで議員さんのほうにもお話を申し上げておりますけれども、その約半分くらいは補助金を充てたいということで思っております。半分といたしましても、補助の基準、面積基準額というものがありますから、そこには全額というわけはありませんけれども、その差し引いた後、たまたま今、辺地債が充当できるという状況になっておりますので、その辺地債の充当を見込んでいます。現在、7億円程度の自己資金を今積み立てておりますので、補助あるいは起債の対象にならない部分を、この積立金で賄っていききたいという財政計画を立ててございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 国の補助、あと、文教基金とか寄附金、あと過疎債を使うのでしょう。国の補助は、割り当てがございましたといただけるよね。それから、自分たちで積み立てた貯金は取り崩します、これは借金にはならない。過疎債は、皆さん御存じのように、7割はありがたいございましたけれども、3割は借金として残るわけですね。それで、この財源の割合が、ちょっと今段階でははっきりしないのだろうと思うけれども、私が単純計算したところ、やはり過疎債で半分くらい求めたとすると、20億円で計算すればですよ、2億円とか3億円とか、そのくらいやっぱり借金が残るということで、その意味では、基金の積み立てですとか寄附金とかということにやっぱり力を入れるということが非常に大事なかなというふうに思います。



最後になりますけれども、新年度予算の3点目、これからの財政運営の考え方について、町長からもお答えがありましたけれども、私は、これからの財政運営の課題は、環境福祉教育文化型、うちは投資的経費は余り使っていませんけれども、箱物については、時に大型規模の建設事業、これは中学校もその最たるものです。それから、この後検討を進める町営住宅もそうなのですが、これについては相当な検討をしないと、中学校を建てて3億円くらいの借金がまたふえる、町営住宅をやったらまた何億円と、こういうふうになっていくわけですね。羅臼町の財政は、言うまでもなく弾力性のない状況が継続しています。でも、しかし、町民サービスを低下させない本当の行政改革としてやれることはまだまだあるのだろうというふうに思っていますので、そのための知恵を絞り出さなければなりません。羅臼町の財政が弾力性がないのは事実なのですが、では、その原因は一体どこにあるのか、この質問をしても、なかなか、税金がどうだとか交付税がとかと、今はそういう話しかないと思うのですが、私は、一言で言えば、羅臼町という自治体固有の社会状況、一次産業で漁業が多いとかですね、そういうこと、それと、自治体固有の社会状況と財政運営の仕方にきっとあるのだろうというふうに思っています。先ほどとまたリンクするのですが、不足する財源を人件費だけに求めても解決なんかしません、どちらにしても。投資的経費、物件費、補助費など、町長が言われている「身の丈に合った」、この視点で見直しが必要だと思います。その意味では、副町長、先ほど言っていました、この羅臼町財政健全化計画書は、もう一度皆さんで読み解いて、そして、平成28年度からまた5年、10年のスパンの第2次財政健全化計画書を作成する必要があると思いますがということを書いていたのですが、それは今やっているよということなので、ぜひそれを進めていただきたい。このことについて、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員からの御質問であります。財政健全化計画というのは、当然のごとく、今後どうしていくという指針もありますから、しっかりつくっていかねければいけないだろうというふうに思いますし、また、先ほど来御質問のあった、全体の予算の中で、どうやって財政運営をしていくのだということに関しましても、基本的には、今までお話しさせていただいたとおり、何もかにもできるわけではありませんので、しっかりそこを見きわめた中で予算づけも含めてしていかなければいけないと思いますし、ただ、やらなければいけないこと、それと、もう一つは、今までは町民の皆さんに我慢を強いてきたという過去もございます。ただ、これからは、それがしっかり、後に返ってくるのだというような計画も含めて盛り込んでいかなければいけないと、そうしなければ、このまちに対して、非常に、夢を感じない、魅力を感じないということにつながっていきますので、そういった観点からいくと、将来の羅臼町をつくっていくという意味では、そういったところもしっかり町民の皆様にも御理解をいただきながら、御説明をさせていただきながら進めていくと、そういった将来の羅臼町に夢を持っていただくということも、しっかり大事に考えていかなければ、少子化も含めて羅臼町の未来がないというふうには

思っておりますので、第7次の計画につきましても、そういった観点から作成をしておりますので、できましたら配付をさせていただきます、御一読いただいて、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本志郎君の質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩します。11時15分再開します。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告しております、地下熱資源の活用についてと防災についての2件、質問をさせていただきます。

まず、1件目の地下熱資源の活用についてですが、先刻、町長も説明したとおりですが、東日本大震災で福島第一原子力発電所が被災し、放射能漏れによる大気汚染が発生したため、政府は全国の原子力発電所を停止させ、安全性の総点検をして今に至っております。このことにより、安全で、大気を汚染しない電力の供給に、自然界の再生可能エネルギーをもっと活用すべきとして、風力、太陽光、地熱、バイオガス、波力、潮力などによる電力供給を呼びかけ、全国各地で再生可能エネルギー発電の設備が建設されているところがあります。そのため、我が町にも数社から地下熱を利用した発電が可能かどうか調査の問い合わせがあり、本年4月にオリックス株式会社と地下熱資源の調査のための協定が締結されました。調査結果を踏まえ、安定的な地下資源が見込まれた場合には、その利用方法について検討する、そのために、羅臼町地下資源活用に関する地域協議会を、有識者、地元関係者、オブザーバー、合計17名で結成されました。また、先月11月には、地下熱資源の活用について、関係者、議員による視察研修を先進地である大分県にて行っております。私自身、地下熱資源のさらなる活用は、我がまちの将来にプラスになることとして期待をする一人でございます。いまだ調査の結果が出ていないということでもありましたので、あくまでも仮定の段階ですが、調査の結果、思惑どおりに資源が豊富にあり、活用できるとした場合であります。4点について質問をいたします。

1点目は、現在町内で調査を行っていますが、進捗状況について。

2点目は、地下資源活用と周辺環境におけるメリットとデメリット。

3点目は、先進地である大分県の視察研修の結果と考察について。

4点目は、将来どのようなことに活用できると思うか、お考えをお聞きいたします。

2件目は、防災について質問をいたします。

近年、異常な気象により、全国各地で大規模な土砂崩れや洪水などによる災害が発生し、多くの人々が犠牲となっております。我がまちにおいても、昨年夏には大雨による昆布場での土砂崩れや、12月の爆弾低気圧による広範囲の海岸線が高潮被害を受け、昨年暮れからことしにかけての記録的な暴風雪が続き、住宅が埋まり、自衛隊の要請や、国道が閉鎖され、各所で雪崩による被害が発生しました。昨年度は、まさに災害に始まり災害に終わると言っているほど災害に見舞われた年度だったと思います。幸い、人的被害は一件もありませんでした。このことは、町長、副町長を初め職員の皆さんが、その都度適切な対応で頑張ってくれたおかげだと思っております。しかし、ことしの10月にはまた高潮が発生し、港や海岸沿いの番屋などに被害がありました。これからが冬本番となるところで、また昨年のような爆弾低気圧による高潮や豪雪による被害を受けるのではないかと心配するところです。そこで、防災対策について5点お聞きいたします。

1点目は、高潮対策についてですが、現在、町内各地の海岸線に築かれています防潮堤の計画と進捗状況及び港湾の整備について。

2点目、暴風雪対策については、国道や通学路の確保、防雪シェルターの増設や町内の除雪協力体制などについて。

3点目、国道、通学路、人家など、雪崩対策についてお聞きいたします。

4点目、土砂崩れ対策は、復旧工事などの進捗状況、点検などについて。

5点目は、安心・安全に住むための、災害を未然に防ぐための町民に対する啓発についてのお考えをお聞きし、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、地下熱資源の活用について4点の御質問であります。地熱エネルギーに関する概要につきましては坂本議員の質問で答弁をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。また、内容的に重複するところがございますので御了承をお願いいたします。

1点目の地下資源調査の進捗状況につきましては、安定的に温泉供給を進めていくことを目的として、本年4月にオリックス株式会社と協定書を締結し、12月末までに地表の露頭観察や化学分析、地下の電磁波探査などで地下資源調査を実施し、その後、調査結果の検収作業が行われ、来年の3月までには調査結果の報告がされる予定となっております。

2点目の地下資源活用と周辺環境におけるメリットとデメリットについてであります。地下資源を活用した事業内容や場所、規模など、具体的なことは決まっておきませんので、どのような影響が出るのか答えることはできませんが、地下資源を活用して事業を進めることになった場合、環境省や関係機関と協議をしながら、周辺環境に影響が出ないよう進めてまいりたいと考えています。

3点目の先進地視察研修の結果と考察につきましては、先般11月9日から11日まで

の二泊三日の日程で、地域協議会委員や議員の方々、総勢27名で、地熱エネルギーの基本的な仕組みや地熱を有効に活用した取り組みなどを研修するため、大分県内の3カ所の施設を視察しており、温泉熱を有効的に活用し、花の栽培を実施している農林水産研究指導センターでは、温泉熱の有効活用のあり方について学び、地熱発電所の視察では、国内最大規模の発電を誇る八丁原地熱発電所と小規模の杉乃井地熱発電所を視察し、大規模発電と小規模発電の比較をすることができ、地熱発電事業や地熱を活用した取り組みに対して理解を図ることができました。

4点目の将来の活用につきましては、町としては現在行っている温泉水の安定供給を図ることが重要と考えておりますので、地下資源埋蔵状況の調査結果で安定的な熱水利用のための地下資源が見込めると判断できた場合には、地熱発電計画や具体的な事業内容などについて地域協議会で協議されることとなりますが、その場合も、地域住民や関係機関、事業者等の理解が得られるよう進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、防災について5点の御質問でございます。

1点目の、高潮対策についての御質問です。当町の高潮対策事業は、北海道におきまして平成20年度より町内各地区で整備が継続されているところでございます。

建設海岸では5カ所で整備が継続されており、峯浜町で約25%、共栄町で約80%、海岸町天狗岩地区で約10%、岬町モセカル2地区で約80%の進捗状況となっております。さらには、今年度より、海岸町1・2区と岬町の2地区において現地調査が行われ、順調にいくと平成28年度より整備が開始される予定となっております。

また、漁港海岸では、松法漁港海岸で工事が継続されており、40%の進捗状況となっております。なお、オッカバケ漁港海岸では、今年度、整備が開始される予定となっております。

次に、漁港の整備についてですが、本年10月26日から27日にかけての高潮で、相泊漁港の防波堤に設置していた一部の消波ブロックが漁港間口に散乱し、漁船の航行に支障を来していましたが、現在は、北海道におきまして、応急ではありますが、最低限の航路を確保しております。なお、本格的な撤去については、防波堤から崩落した消波ブロックの設置とあわせ、北海道において災害復旧事業で実施する予定となっております。また、波により破損しました灯台の先端部についての復旧は今のところめどが立っておりませんが、灯台を管理している海上保安署によると、防波堤のブロック設置後に復旧に当たりたいとの報告を受けております。オッカバケ漁港につきましては、今年度、老朽化の状況調査を北海道で実施し、整備計画を検討しているところで、今後、地元との協議を図っていく予定となっております。また、知円別漁港の島防波堤対策及び他漁港の越波対策についても、北海道に要望しているところでございます。高潮対策は、災害を未然に防止し、住民の生命と財産を守ることを目的とした事業でございますので、引き続き北海道に対し強く要望してまいりたいと考えております。

2点目は、暴風雪対策についてであります。国道のシェルターの増設ですが、国道は当町唯一の幹線道路であり、暴風雪等で通行どめとなった場合、経済、観光、住民生活、医療救急活動などに多大な影響を及ぼします。安心・安全な生活を守るため、シェルターの延伸や防雪柵の増設など、暴風雪害対策を引き続き国に対して要望してまいります。

冬道の通学路の確保につきましては、国道、道道等の通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要でありますので、暴風雪後の早期の通学路確保を、引き続き、国や北海道に対して要望してまいります。

また、国道の舗道上に堆積される雪についても、通学の妨げになることから、町民に協力を呼びかけてまいります。

町内の除雪協力体制であります。日ごろより、一部地域において道路や歩道の除雪に御協力をいただいております。大変ありがたく思っております。生活路線を確保するため、限られた時間、除雪機械、限られた財源があることから、今後も住民の皆様には御理解と御協力をお願いする次第であります。

3点目は、雪崩対策についてであります。3月初めに峯浜の国道において雪崩が発生し、二日間の全面通行どめと、その後の処理のため、二日間、片側交互通行規制が行われました。観測史上例のない積雪量のため雪崩が発生したものと伺っておりますが、継続的に国と連携をとりまして、雪崩防止対策に努めてまいります。

通学路についてですが、羅臼中学校に通じる町道において2月初めに雪崩が起き、通行どめとなりましたが、雪崩防止柵のすり抜け現象を伴う雪崩で、すり抜け対策として、雪崩予防柵にネットを張り、また、雪崩の一つの原因でもあるササについてササ狩りを実施し、対策を講じておりますが、定期的な点検を実施するなど、雪崩対策をしてまいります。

人家裏の雪崩対策につきましては、町内の15カ所の事業を北海道に要望しているところでございますが、今年度は優先度の高い共栄町ヤンマー地先と緑町公住13号地先の2カ所について着手しております。引き続き、町民が安全・安心に生活できるよう、北海道に対し要望してまいります。

4点目の、土砂崩れ対策についてであります。現在、北海道は、相泊土砂崩れ現場3カ所について、復旧に向け土砂撤去、土のう積みなど、応急措置を実施し、定期パトロール等の対策を行っていますが、本格復旧工事は来年度発注の見込みです。早期復旧に向け、引き続き北海道に対して強く要望してまいります。

5点目は、災害に対する啓発についての御質問であります。町民の皆様への災害に対する啓発につきましては、防災訓練を継続して行うなど、これまでどおり防災意識の普及啓発に取り組んでまいります。災害のおそれのある情報につきましては、今年度から新たに登録制の防災メール配信を始めたところであり、防災無線とあわせて、必要に応じて発信してまいります。気象情報など、防災情報をより早く繰り返しお知らせしていくことが町民の意識高揚につながるものと考えております。また、毎年、北海道や気象台などと情報

交換するなどして、より迅速な行動がとれるよう努めてまいります。何より大事なことは、町民の皆様の防災に対する意識向上が必要でありますので、町民の皆様は、それぞれの役割分担の中で、みずからが減災に向けた行動をとっていただきますようお願いを申し上げます。なお、メール配信登録につきましては、常時、防災担当課で行っておりますので、お済みでない方は、ぜひ登録されるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 最初の、地下熱資源の活用についての再質問をしたいと思います。先ほどの坂本議員と大分かぶっている部分があるのですが、一番最初の、この調査の進捗状況、町内いろいろ、そっちこっちでやっていて、結果が来年の3月だということなのですね。今私が聞いているところでは、有望だと、資源が豊富にあるというふうな話はちらっと聞いております。そういうふうになればいいなというふうに、当然期待するわけですが、今の段階だと、地下資源を調査する、いわゆる協定ですよ、決して、それで発電を、オリックス社のほうは発電目的なのだと思いますが、我が町のほうとしては、要するに温泉をもっと安定的に利用できるかどうかということなのですが、その温泉を安定的に利用するということでは、今現在利用されているのが相当不安定だということなのではないでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問ですけれども、不安定だということも、過去に、例えば温泉の供給が一時滞ってしまったという事例があったりとかですね、そういったことに再度なることということは非常にゆゆしき問題だということもありまして、基本的に、安定的な温泉供給ができるというようなことを最優先として今調査を進めているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 湯量が出た場合に、思惑どおりに湯量が豊富にあって発電も可能だと、その温泉水も町は利用できるということになった場合に、そういう契約はまだしていないわけですよ。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） オリックス社とは、ただいまのところ、地下熱資源の調査ということで、経済産業省の補助をいただきながら、それから前回の視察も含めて、そういった形で可能性を探ってはおりますが、今のところ調査、この調査の結果が出ないと、今後どうするかということについては非常に、ここでお答えするのは難しいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） いろいろ議員の方々、それから、私はちょっと参加できなかったのですが、関係者の皆さんで先進地である大分県に視察に行っているわけですか

ら、当然、温泉だけではなくて発電設備のほうも関心を持って視察に行かれているのだというふうに私は解釈しているのですよね。ですから、発電できるぐらい豊富にお湯が出るような感じだったら、本当にいろいろなことが、展開が羅臼町でも可能になるかなというふうに想像するわけですが、先ほど町長が言われましたように、湯量がたくさん出るといふようなことを仮定して、見込んでやった場合に、その周辺環境を壊さないかどうかということが今一つ問題になると思うのですけれども、その辺というのは、環境に配慮してというふうに、当然影響はないようにというふうに答弁されたのですけれども、その辺についての先行事例というものはございますでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今の、環境に配慮してということに関しましては、地元の地域協議会の中にも、オブザーバーですか、環境省のほうからも参加をしていただいて、いろいろな方面からの意見を出していただきながら協議をさせていただいていると。ただ、先ほど申しましたように、既に調査結果が出ているというわけではございませんので、ただ可能性として、将来こういうふうにした場合に環境にどのような影響があるのかということも含めて、ただいま勉強をさせていただいているというような状況でありますし、高島議員がおっしゃるように、豊富な湯量があって、いろいろなことに活用できるということになりますと、このまちにとっては非常に大きな資源となりますので、そのことを考えながら、いろいろ皆さんで勉強をさせていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 期待を持ちながら、その地下資源が豊富にある、世界で見ると、日本は全世界の30%の資源があるということと、それから、日本でも30%が道東地区にいわゆる地下資源があるというふうに言われておりますので、期待するところが大きなところでありますが、本当に発電までできるような感じだったら、いろいろなことに活用できていいなというふうに思います。先ほど坂本さんのときにもあれしていただいたのですけれども、そのときに、一時使用、つまり、その発電に町内の、町民の人たち、あるいは企業がかかわれるようなやっぱり仕組みをつくってほしいなというふうに私も願うわけでございまして、そうすると、いろいろ、掘削しているところがオリックス、まだ掘削作業は始まっていないのかな、どういう権利関係になるのかわかりませんが、羅臼町のプラスになるようにやっていただきたいと思いますというふうに思います。

この問題はまだ始まったばかりですから、これからお湯が出て、その後どういった契約になるのかとか、それから、どういった利用の仕方があるのかということが、これからの問題があるのだと思いますけれども、その都度、またいろいろな機会に質問をしたり聞いていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、防災について再質問をさせていただきます。

平成20年からですか、防潮堤を町内の各場所で設置されているのですが、やっぱり多

額の予算が必要だということと、国の事業ですよ、大体5.5キロぐらいですか、町内で予定されている箇所が、5.5キロプラス、平成25年のときのいただいた資料によりますと、この時点では、岬町の知円別地区と海岸町の1・2地区がまだ未定となっていたわけです。それを除くと大体5.5キロの総延長だということで、平成20年から平成30年まで工事をやりますよということで、先ほど町長の御回答では、海岸町1・2地区は平成28年ですか、それと岬町のほうは平成28年から着工するというような計画だということで、ここで当初の予定されている計画は全て着工になるのかなというふうに思います。

私が議員になりまして9年ですが、その前は、それほど高潮に対する被害というのが、本当に何年かに1回ぐらいの割合だったのですけれども、最近ではもう頻繁に起きてきているわけですね。温暖化の影響でしょうか、潮位が上がったということもあるのでしょうか、本当に最近ではひどいしけで、去年の12月のときには、ほとんど町内の全域で海岸線が被害に遭ったということで、そっちもこっちも昆布の施設が被害に遭ったということで、333件ですか、全部で、被害に遭ったのは。それで、これは大変だなというふうに思いました。そのときには、できることが、今まで、消波ブロックがあるのですけれども、消波ブロックが崩れたところをもとに戻すということで、それ以上のことはまだ予算が決まっていないのだということなのですね。あれからもう1年たったのですけれども、いまだに、崩れたところを復旧したというだけの話で、それ以降何の進展も見られない。先々月の、ことしになって10月にも高潮被害があったのですけれども、そのときには、前回12月に被害を受けた大きなところが、また再度被害を受けたということで、これはやっぱり、被害を受けられたところは、また去年の12月のような高潮が来たら、せっかく修理した番屋がまた壊されるのではないかというふうに心配しているわけですね。ですから、そういうこともあって、この防潮堤が築けば一安心でしょうけれども、それまでの間、大分時間がかかりますから、被害の大きかったところは大体わかるわけですから、そこに消波ブロックを積み増ししてほしいというふうな漁師さんたちの要望があります。ですから、せっかく直したところがまた壊れると、お金がたくさんかかるということを心配しているわけですから、その辺を何とか道のほうに強く要望していただきたいなというふうに思うのですが、その辺、町長、ひとつよろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 確かに、いろいろな被害、各地で、羅臼町いろいろな全域で起こっているのは確かだと思います。それについては先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、被害の状況、それから優先順位も含めまして、いろいろな形で、道には強くこれからも要望してまいりたいということでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 海岸線、本当に昆布漁師の人たちがほとんど、大部分を占めているのですけれども、その人たちは死活問題みたいな感じで、倉庫は壊され、乾燥小屋は壊



され、復旧してもらったところは、もう既に復旧した段階から下が掘られて、その消波ブロックのところは低くなっているわけですね。だから、そういう問題があるものですから、ぜひその辺を強く要望していただきたいなというふうに思います。

港が壊れたところも、今、町長のほうから、相泊の漁港の灯台は修理のめどがまだついていないけれども、船の出入りはできるというふうな説明を受けました。オッカバケについては、今年度の予算で直すと。知円別漁港の島堤の問題も、それはずっともう、私が議員になりましてからもずっとその問題がありまして、その辺は事があるたびに言っているのですが、なかなか、何とも返答がないというようなことで、強くその辺を問題意識としてですね、あそこは結構大きい港なのですけれども、低気圧が来るたびに、あそこから船がいなくなるわけですね。どうしてかという、本来は低気圧が来て、しけるなというふうな予想を漁師が立てれば港に避難するのですけれども、なぜか知円別漁港のほうは、低気圧が来たらどこかの港に避難しなければならないというふうな港になってしまっていて、港としての機能が失われているというふうに私は思っていますので、その辺を強く要望していただきたいというふうに思います。

それから、2点目、3点目、これも重なりますけれども、暴風雪対策ですね。やっぱり国道が通行どめになるということが一番我がまちにとってマイナスだと思うのです。これ、毎年、私が来てからほとんど毎年のように、一、二回は通行どめになるのですね。もうそこら辺の同じような場所で、しかも状況があるわけですから、そこら辺をもっと強くですね、例えば防雪シェルターを延長してもらうとか増設してもらうとか、そういうふうなことをもっと強くやっていただきたいなというふうに思います。

峯浜漁港の雪崩は、防雪柵はあるのですね。だけれども、同じような場所で、ちょうど峯浜の漁港の前あたりがその雪崩が起きた場所なのですけれども、それから、標津側のほうが防雪柵とともに植樹もしていて、木が大分大きくなっているのです、相当大きくなっているのですよね。ですから、防雪柵だけではなくして、植樹をして、そういうふうな雪崩をとめる方法があるのではないかなというふうに、それは学校の通学路もそうなのですよ。それは、ことしの3月の議会でも同様の質問をして、提案した、つまり、防雪柵だけではなくして、植樹をして雪崩をとめたらどうかというふうな提案もさせていただいたところですが、顕著にその差が出たのは、やっぱり峯浜の漁港の防雪柵だけの場所と、それから防雪柵プラス木が植わっているというところでの差があったというふうに私は思っておりますので、シェルターの問題、要するに、国道が通行どめにならないように、ひとつ強くお願いをしていただきたいなというふうに思います。

それから、町内の方々に重機を持っている方たちが、いつもこまめに除雪していただいていますので、その人たちに、ことしの2月でしたか、そのときには、前町長のほうからお礼の手紙が広報のほうに入っていて、それは、やってくれている人たちが、それでやったかいがあったというような感じがかったものですから、ぜひ町のほうから、そういうことがありましたら、感謝の気持ちを伝えていただきたいなというふうに思います。

あともう一つ、積雪で思ったのは、緑町の町営住宅なのですけれども、1階平屋のところと、それから2階建てのところがあるのですが、1階に高齢者がお住まいのところは、屋根からの落雪と積雪で、窓が全部埋まってしまうのですよね。あれだったら、日中も電気をつけなければならないということになっていますから、体力的に、やっぱりお年寄りの場合は雪取りは無理だというふうなことでありますので、何とかその辺、青年の方々にお願いをして、除雪部隊みたいなものがないかどうかというふうに思っていますが、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど来、人口減のお話から高齢化ということもございます、そういう除雪部隊で、これからふえるであろう高齢者をどう助けていくかということは、当然のごとく検討をしなければいけないことだとは思いますが。ただ、現時点で、それを組織して、すぐ始めますというところまでは、そういう話は至っておりませんので、今後、今のお話をいろいろ参考にさせていただいて、検討をしてみたいと思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 高齢者がどんどんふえていきますから、本当に除雪は、特にことしの2月ですか、大雪があつて、自衛隊に要請したときというのはまれなのかもしれません、記録的な大雪ですから。でも、そういう場合でなくとも、そういう高齢者のお宅はどうしてもやっぱり除雪ができないということでもありますので、ぜひその辺を一考願いたいというふうに思います。

災害に対する啓発ですけれども、災害はいつ起こるかわかりません。しかし、昨年度の役場の災害対策本部の設置、あとは、職員がパトロールして呼びかける、危険だから避難しろというふうに呼びかけとかですね、いろいろなケースを見ても、私は大変よくやったなというふうに思っています。防災無線もフルに活用しまして、大体、予測も立てていましたし、その辺は本当に人身事故がなくてよかったなというふうに思いました。それは本当に職員の皆さんが頑張った、それで、避難計画、防災計画ですか、その改正も、本当に職員が頑張つて作り直してくれたということも私は評価できるので、ぜひ、今後の問題として、湊屋新町長にもそれを受け継いでいただきたいというふうに思っております。

町民の方々には、防災教育の強化、あとは、やっぱり東日本大震災でも教訓となりました、自分自身の身は自分で守ることがまず基本ですから、そういうことの徹底ですね、そういうことをやっぱり強化して行ってほしい。あとは、避難行動を要支援者に対する対応が、その辺も怠りなくやっていただきたいというふうに思いますので、組織をつくって、ぜひやってほしいなというふうに思います。そういうことが、安心・安全に、このまちにですね、最低限、災害が起きたときにどういうふうな対応をするかということが、やっぱりその町に安心・安全に住める、いわゆる場当たりの場合もあるかもしれませんが、計画をきちんとやっぱり立てて、それに町は関心を持っているということを町民にもお示ししていただいて、しっかりやっていただきたいと思っておりますが、その

辺、今後、防災教育の強化について、町長も先ほど、強化していかなければならないというふうにおっしゃっていますので、ぜひやっていただきたい。また、子どもたちのほうも、たしか2年前も、東日本大震災の津波のことでなったときにも、学校教育で津波に関する、羅臼は国後があるから安全だよということではなくして、やっぱりそういうことを慢心するのはよろしくないので、子どもたちにもそういうことをしっかり教えていただきたいというふうに思っております。町長の意見をお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この防災、災害に対する意識の啓発ということに対しましては、羅臼町も全力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますし、また、防災訓練等々、事業として行ってまいっております。もっともっと町民の皆さんには関心を持っていただき、自分の身は自分で守るのだと、最終的にはそこに尽きるかというふうに思っておりますので、ぜひ日ごろからの訓練、また、自分の避難路の確認、確保、そういったものも含めて、町民の皆さんには、ぜひそういった意識で取り組んでいただければというふうなことを願っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町だけでできるという問題ではなくして、いわゆる災害というか、雪の問題もそうですし、高潮対策の問題、国道の通行どめになるという問題も、道とか国にも協力してもらわなければできない問題ですから、その辺をしっかりと要望していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、通告に基づきまして2点について御質問をさせていただきます。1点目は、介護職員の人材育成についてであります。2点目については、国道335号線の雪崩防止について、この2件について質問をさせていただきます。

1点目の介護職員の人材育成でございますけれども、羅臼町が作成しました第6期羅臼町保健福祉計画によりますと、羅臼町の10年後の人口推計では、総人口は減少するが、高齢者人口は増加し、これに伴って、介護を必要とする要介護認定者は65歳人口の2

6.8%になると、増加するというふうに想定しております。老老介護を初めとした介護困難家庭は、ますます増加することが予想されます。現在、町内には介護保険事業所が6カ所設置されております。訪問介護ですとか、施設での介護事業を運営しております。しかし、介護の担い手である介護職員は全国的に離職率が高く、地元での要請や介護の専門職である介護福祉士の要請はますます重要になってくるものと考えております。羅臼町の高齢化社会を担う介護職の人材育成について、町としての考えをお伺いいたします。

2点目ですが、国道335号線の雪崩防止についてであります。高島議員の質問とちょっとダブるところがあると思いますが、質問をさせていただきます。

ことし2月から3月にかけて、国道の通行どめや高齢者住宅の除雪のため自衛隊の要請をいたしまして、住民生活に多大な影響を受けております。特に生命線であります国道335号線の通行どめにつきましては、住民の生活、財産に多大な影響を与えていました。国道335号線の通行どめは雪崩によるもので、これから本格的な積雪シーズンを迎えて、国道335号線の防雪対策についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、介護職員の人材育成についてであります。近年、当町においても、地域で安心して暮らせるための医療機関の整備や介護施設の増加など、徐々に地域包括ケアの推進体制が充実されてきております。しかし、その一方で、マンパワーの不足により十分なサービスの提供ができなくなるとの声も聞こえるなど、医療機関や介護事業所においても専門職員の確保に大変苦慮している状況にあることも理解をしております。町民が安心して住み続けられるまちづくりのためには、保健、医療、福祉、介護の連携やスタッフの充実が不可欠であることから、平成22年度より、保健、医療、福祉、介護職における高校生進路セミナーを羅臼高校において開催しているところであります。高校生セミナーにつきましては、医療職や介護職などにおいて資格取得のために進学が必要なものも多く、将来における当町の地域包括ケアを支える人材を育成するためにも、関係職種との理解を深める機会を提供することで、進路決定やその充実に向けた意欲の向上と、将来のマンパワーの確保に向けた一助になればと考えております。また、現在、羅臼高校においては、介護職の資格取得を希望される生徒の把握をお願いしているところであります。希望生徒数によっては資格取得講座の開催を検討する予定をしております。さらに、介護職の潜在的有識者について引き続き発掘を行うとともに、今月からは、介護職員や介護士等の人材確保のための介護医療職移住体験モニター事業を実施しておりますが、その中には介護福祉士も参加資格に入っておりますので、応募されることを期待しているところでございます。

2件目は、国道335号線の雪崩防止についてであります。内容が先ほどの高島議員への答弁と重複するところがございますが、御了承願います。

当町唯一の幹線道路である国道、経済、観光、住民生活、医療救急活動など、唯一生命

線となる道路であり、暴風雪や雪崩による通行どめは町にとって多大な影響を及ぼします。ことし3月に峯浜において雪崩が発生し、二日間通行どめとなり、その後の処理のために、さらに二日の片側交互通行規制が行われていました。こうした現状を受け、本年8月には現地立ち会いを行うなど、町と国道管理者との連携を深めてきております。国道管理者側は従来より、定期点検や法面に積雪がふえた際は雪落としなどを行うなどの雪崩対策を行ってきましたが、平成26年度には、たび重なる暴風雪対応と観測史上例のない降雪量のため、こうした対応を超える積雪量となり雪崩が発生したと伺っておりますが、継続的な連携の場を設け、引き続き雪崩対策を国に対して要望してまいります。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 丁重なる御答弁ありがとうございました。この羅臼だけではなくて、全国的にそうなのでしょうけれども、介護の職員が不足して、逆に施設はどんどん建っていくのだけれども、その中で介護の職員がいなくて、空き部屋をしなければならないと、病院と同じだというふうに考えるわけでありましてけれども、看護師が不足をして入院者を多くとれないだとか、介護施設でも、空き部屋があつて、介護の人たちを、要介護者をたくさんとれないというようなことが全国的にふえているのだということは承知しているわけですが、それによって待機者が入居できないと、入所できないということは言われております。地方での介護不足と同様、介護職員不足も深刻で、高齢者が安心して田舎で暮らすことのできる介護の充実というのが求められているものだというふうに思っております。羅臼町の老後を支える介護現場、一人でも多くの方を介護職に目を向けさせるという、その中でも介護専門職の人材育成というのは早急に進めていかなければならないのかなと。逆にお年寄りもふえるのだけれども、それを介護していく人材がないということも、これから人口減少とともに起きていくのかなというふうに思っております。

実は、中学校の社会科の教科書の中に、介護職については、きつい仕事だと、給料も安いというふうにして社会科の教科書の中に載っているそうでございます。これについては、施設協あたりで、そういうことはないよということで、今、国に対して、そういうところを改めるように取り組みはしているのですけれども、そういうようなことが言われております。多分、羅臼町で使っている教科書の中にあるかどうかわかりませんが、そういう文言で載っているということでございます。特に、平成27年度の介護報酬の改正によりまして介護報酬が引き下げられました。その影響で、介護職員の賃金の引き上げというのは非常に難しいということが言われておりますし、やっぱりきついのだと、介護、そういうことが、どうしても風評として言われております。町長が言われましたように、高校生のセミナーも確かにやっていただいて、将来の羅臼町を支えてくれる介護職員というのはふえてくるだろうと、ふやさざるを得ないだろうというふうに思っております。

その中で、一つお願いをしたいのですが、今、要するに専門職といいますと、国家試験

を取っている介護福祉士のことなのですが、専門職になりますと、介護は天職、あるいは、これは絶対必要なのだという知識を植えて持ってまいります。ですから、うちにいる職員についても、それは当たり前なのだということ所で仕事をしている方がたくさんございます。それで、ちょっと調べたのですけれども、この国家資格のある介護福祉士というのが、介護職をやっている方は羅臼町では120いるだろうと、いろいろな施設を交えてですね。その中で34名しか、この専門職を持っている方がいないというふうに言われてございます。僕は、将来的に、介護福祉士、特に高校生の進路先として介護福祉士養成専門学校への進学者に対して、病院の看護師と同じように就学資金の貸付制度を創設する考えはないのかなと。他のまちにつきましては、地元の子どもたちを介護に再度お願いするために、就学資金の貸付制度を設けて、地元で3年間働いていただけると、それは、看護師の養成と同じです、そういう制度を持っているということで伺っているのですが、そういうこと考え方はないのかなと。

それから、今まで町でヘルパーの養成講座なんていうのは何回かやってまいりました。多分、かなりの方が、そのヘルパー養成講座を通してヘルパーさんの職についているのだろうというふうに思いますけれども、なかなか、その辺もうまく、将来自分のためにとっておこう、あるいは自分の家族のためにとっておこうということで、職業としての介護職員というのは、まだまだ足りないのかなというような感じを持っております。今後、町で、今、介護初級講座という名前が変わっておりますけれども、そういうものを開催する予定がないのか、町長の御答弁をお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、就学支援ということでございます。このことに関しましては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。また、ヘルパーの養成講座ということでやっておりましたが、今現在、詳しくは担当のほうからも説明させていただければわかりやすいと思いますけれども、前とは違った形の中で、要請を受けてやっているという形に変わっております。そういったこともあります。それから、高校生に対していろいろ啓発をしていく、また、理解を求めていくということにつきましても、今後も継続して、こういった形でやっていきたいという方針には変わりはないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） どうもありがとうございました。実は、高校生のことにつきましては、私どもも高校に行っているいろいろとお願いをするのです、介護職いませんかということでお話をさせてもらいますし、それから、専門学校に行ってお話をさせていただきます。その折に、このまちでは就学資金持って、全部、言ってみればひもつきと言ったらおかしいのでしょうかけれども、そういう人たちなのですよ、その中で羅臼町の人、一人もいませんよね、もちろんそういう専門学校に行っている方、今はいないそうなのですけれども、そういったことで、その専門学校の先生も、看護師さんのような就学資金をあれし

たら、それを高校に宣伝すると、そうすると高校生も、将来こういうことがあるのであれば、専門学校へ行って、羅臼町で介護士をやってみたいなという方が出てくるだろうというお話がありましたので、今回そういう質問をさせてもらいました。

施設の入所待機者と言われます人たちは、だんだんふえてまいります。それから、家庭で介護しなければならないお年寄りもふえてきています。ただ、その中であって、先ほど言いましたように、初級講座、ある程度の技術を持っていなければ、なかなか家庭の中で介護は非常に難しいのだろうなというような感じを持っています。そのために、今までやってこられた講座を受けて、資格は持っている、だけど職業としてはね、だけど、これがいつかは役に立つだろうということで受けている方がたくさんおりますので、ひとつその辺でよろしくお願ひしたいと思ひます。

介護の豊富な知識を持った職員が育つこと、これは、高齢者にとって充実した介護が受けられることにもつながるといふふうに考えております。羅臼町の介護を担う人材の育成は、最重要課題の一つと取り組むよう要望しておきたいと思ひます。このことについては答弁は必要ございませんので、ひとつまた、その節にはよろしくお願ひをしたいなといふふうに思ひます。

次に、除雪対策でございます。国道1本に絞って質問をさせてもらいたいと思ひますが、羅臼町は昔から、吹雪くと陸の孤島と言われてまいりました。羅臼へ冬に行ってもちょっと、いつ吹雪くかわからないから行けないよなというようなことを、実はずっとと言われてまいりました。年々、国道が回復をされて、そういう言葉が大分薄れてきたかなといふときに、また陸の孤島と言われる新聞報道等もございました。今、住民生活の話もしたのですが、これは高島議員のほうに質問をあれしましたので、それは抜いたとしても、住民生活ばかりでなくて、冬の間の観光、流水ですとかワシだとか、かなりの方たちが来ているのだということでありまして、それが通行どめになってきて、1日ぐらいなら、ちょっと我慢できるのでしょうけれども、これが二日、三日となってくると、もう来年からはそういうところにツアー組めないよというような形に発展してくるのかなといふようなことが考えられますので、防雪に対応した道路環境の整備というものを国に要望していただきたいなと思ひております。

国道の不通というのは、一本しかない道路ですから、住民の死活問題になってまいります。特に生活物資の搬入、あるいは救急車の出動、多くの障害を引き起こしてまいります。自然災害といえ、たび重なる通行どめというのは、住民の生活にとって重大な影響を与えるということは皆さん方も御承知のことだといふふうに思ひております。それで、国道の、今、雪崩の起きている場所というのは大体わかっているといふふうに思ひますけれども、そこを、起きないように、例えば覆道をするなり、あるいは、今、伊茶仁のところをやっているのかな、道路をもう一本つくったりなんかしているのですけれども、そんなことが、国道の複線化、迂回道路といひますか、あそこには町道が峯浜の学校からずっと回って行けるのですけれども、後ろ回ってね、ああいうような道路も、多分あ

れはかなり回って歩くので大変でしょうけれども、あの辺あたりから山をちょっと越えながら下へおりていくという複線化、国道が無理だとすれば、そんなこともちょっと考えていただければいいのかなと、それらについても国に要望してもらいたいと思います。

それから、自衛隊の出動がございました。住宅の除雪、排雪もやっていただきました。住民同士の除雪ボランティアというのは、実は町内会でやっているところもありますし、やっていないところもあるのかな、ただ聞こえてこないだけでございますけれども、そんなボランティア活動をしている町内があるのですが、これが非常に、住民同士のつながりの中で重要な部分かなと思っております。

ちょっとインターネットを見たのですが、克雪、克服する雪、降雪だとか積雪に伴う被害や問題を克服すること、主に豪雪地帯での雪耐雪の言葉として用いられる、利雪だとかという、雪を利用するだとか、こっちのほうは克雪というふうに言われていますけれども、この克雪というのを、国あるいは北海道、町村、それから住民も交えて、こういうための対策協議会をつくっているところがあるのだよというふうに出ております。何かいい方法かなと。やっているところはいいのでしょうけれども、やっぱりそういうところで町が発信をして、例えばボランティアでやっていただけたところがあればボランティアでやっていただくということもやっぱり必要なのかなというふうに思っています。

それともう一つは、除雪の捨て場でございます。除雪費を少しでも少なくするために、今現在、地熱の部分で視察もしてきたと思っておりますけれども、そこは雪国でなかったのであれですけども、そういうところを、地熱を利用した融雪施設というようなものを設置して、住民と一緒にそこへ除雪していくとすれば、町道の、このまちの中だけでも、それだけ除雪費が少なくて済むのかなというようなことを思いながら、ちょっと質問をさせていただいております。長期展望に立った克雪対策、これらについて今後考えていただきたいということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、加藤勉君の一般質問を終わります。

続きまして、4番宮腰實君に許します。

宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 私は、一昨日の委員会におきまして、簡潔な質問に心がけるよう注意を受けておりますので、きょうはその辺を大変注意しながら質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず第1点は、羅臼漁協の大規模減船による乗組員の就業対策についてお尋ねいたします。

近ごろ、大規模減船のうわさが町内あちこちで聞かれておりますけれども、既にまちには計画についての詳細な報告が届いているのでしょうか。

また、もしそれが事実だとすると、減船により多数の乗組員が職を失うと思われま。予想される人数と就業対策をお尋ねいたします。



また、いたし方なく町外に仕事を求める方も多数おられると思います。一人でも多くの人が羅臼町で暮らせる対策が急ぎ必要と思われる。このことは、即刻、人口減少にもつながり、ひいては全ての職種を圧迫することと大変懸念いたしておるところです。

2件目は、世界自然遺産のエリアを北方四島を含むウルップ島まで拡大する運動を提案し、町長のお考えをお聞きしたいと思います。私は、世界自然遺産のエリアを北方四島を含むウルップ島まで拡大し、流氷がもたらす類いまれな自然環境を良好な状態で未来まで保つことが喫緊の課題と捉え、町長のお考えをお聞きいたします。

知床がユネスコの世界自然遺産に登録されて10年が過ぎました。登録の前には、マスコミの力もありまして、知床ブームが湧きましたけれども、観光客は地元が期待したほどには伸びませんでした。しかし、知床は、登録前と比べてかなり望ましい方向へと変化しつつあります。陸地からクジラ類を観察できる世界でも数少ないクジラの見える丘公園がつくられ、大学の研究者たちが毎年定点観測を行っております。また、知床世界遺産科学委員会が、エゾシカやヒグマの管理や持続可能な水産資源保護対策、サケ科魚類の遡上を妨げていたダムの問題など、科学的な手法を用いて理想的な方向に維持するための研究や実践が同時並行で進められています。羅臼の基幹産業である漁業を観光客に見せながら自然を満喫してもらうツアーも盛況で、10年目のことは多くの報道機関が積極的に報道してくれました。羅臼の中学、高校では、「知床学」が始まり、郷土に誇りを感じる若者たちが着実に育ちつつあります。10年で、町民の意識も確実に変わりつつあります。しかし、知床はまだまだ成長の余地があります。私は、今こそ次の10年の計を立てるべき時期だと思います。知床の価値をさらに高めるため、私は、世界自然遺産知床の拡張を具体的に検討すべき時期と考えております。この構想は、北半球の流氷の世界的南限である知床に隣接する北方四島、さらに、北隣のウルップ島まで拡大するというもので、NPO法人日露平和公園協会が2008年に提唱しました。この団体の理事長は、元斜里町長の午来昌氏であります。私は副理事長を仰せつかり、実現に向けた運動を進めてまいりました。まず、この拡張構想について町長が今どのようにお考えかをお聞きいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 官腰議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼漁協の大規模減船による乗組員の就業対策について2点の御質問であります。1点目の大規模減船のうわさが町内で聞かれるが、まさに詳細な報告が届いているのかとの御質問でございます。羅臼漁協がかねてより取り組んでいた、減船を伴う格差是正の取り組みについての詳細な内容の報告は伺っておりませんが、羅臼漁協からの概要説明では、刺網漁業で41隻の減船、61名の組合員の完全脱退など、大変厳しい内容の報告は受けております。

2点目の、減船により多数の乗組員が職を失われると思われるが、予想される人数と就業対策についての御質問であります。減船等により職を失われると思われる人数につきましては、羅臼漁協の推計では、漁船漁業で60名から75名、根付漁業で50名程度と

伺っております。約120名が職を失われることは、町経済に大きな影響を及ぼし、また、人口流出による人口の減少も懸念されることから、今後、情勢が明らかになった時点で羅臼漁協などと協議し、対策を講じていきたいと考えております。なお、10月19日と20日には、ロシアトロール船操業の即時停止に向けた要望とあわせ、減船補償金、漁船のスクラップ費用の支援、魚種転換に必要な設備投資等の支援、羅臼町の人口流出にかかわる雇用創出等への支援など、全7項目にわたり、減船等に対する支援要望書を、町、議会、漁協、商工会、観光協会、水産加工振興協会、鮮魚買受人組合のオール羅臼体制で、国と北海道に対し提出したところであります。

2件目は、世界自然遺産のエリアを北方四島を含むウルップ島まで拡大する運動についての御質問であります。北方四島を含むウルップ島までは、知床と同様に非常に豊かな自然環境を有する地域であり、周辺の海洋環境についても、一時絶滅が危ぶまれたラッコが生息するほか、シャチを初めとするクジラ類、アザラシなどの海棲哺乳類のほかに、エトピリカやケイマフリなど多くの海鳥類も生息しております。また、陸上でも、ヒグマやシマフクロウなどの希少な鳥獣類が高密度で確認されており、世界的にも野生動物が豊かな地域であり、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全は非常に重要なことと認識しております。

しかしながら、北方領土問題は戦後70年が経過しており、日露両国間の最大の懸案事項であり、これまでも、歴史的な大きな節目や首脳会談が行われるたびに大きな期待を抱いてまいりましたが、残念ながら具体的な進展がなく現在に至っている状況であります。また、これまでも、知床における世界自然遺産区域を北方領土まで拡張させる構想については、我が国がロシア連邦と共同で北方四島を含む地域を世界遺産として推薦することは、あたかもロシア連邦による北方四島の不法占拠を我が国が認めたかのごとき行為であることなどから、北方領土問題に関する我が国の立場と相入れず、適当ではないという見解が出されておりますので、当町においても、世界遺産の拡大については状況を見守りながら、今後も北方領土返還の粘り強い運動を進め、引き続き、政府に対して北方領土問題の早期解決を強く求めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。漁協の大規模減船でございますけれども、私が漏れ聞いていたよりは、より多い人数、しかも働き盛りの人々の120人というのは何%になるのかわかりませんが、大変なことだと思います。今、町長のお話を聞いていましたならば、はっきりしたことが出たならばというお話でしたけれども、それからでは、あすからの生活がもう既にできないということになります。これは、少なくとも120名という数が出ているところで、年齢から何から調べて、即刻、一人でもこのまちの中で働ける環境をつくってあげるべきだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

北方領土の関係です。確かに、今お話がありましたように、国のほうでは、国がどの部門でお答えになっているか、私はちょっとわかりませんが、既に過去の敗戦から、せんだって、町長さん、北方領土返還運動で東京のほうまでお出かけでしたけれども、500人からの方が行進しても、ほとんどの人が関心を示さないという、実はもう同じことを70年繰り返しているのです。70年が過ぎました。我が国固有の領土である北方四島は、いまだロシアの実効支配が続いており、返還の道筋すら見えません。この間、北方領土に隣接する根室地域の漁業者、とりわけ羅臼の漁民は、たび重なる拿捕や銃撃など、国境の海の悲哀を味わってまいりました。また、近年は、この狭い海峡で操業するトロール漁船による乱獲や地球温暖化の影響もあり、とりわけ、スケソウダラやホッケの枯渇にあえいでおります。持続可能な漁業に向けた方策を、積極的に模索しなければならないと思います。しかし、それには、すぐ隣にあるロシアとの協力が不可欠だと考えております。この知床は、流氷がもたらす海と陸の生態系の豊かなつながり、動植物ともに北方系と南方系の種が混在することによって、多くの希少種や固有種を含む幅広い多様生物種が生息するなど、生物の多様性を維持するために大切な地域として世界に認められ、世界自然遺産に評価が定まりました。しかし、その評価は、隣接する北方四島やウルップ島などなしには決して成り立ちません。何よりこの地域は、流氷が北半球で一番低緯度まで張り出す、流氷の南限であります。世界に残された手つかずの自然のほとんどは、一般の人々が訪れることができない深海、または南極、または北極、あるいは、とんでもない高山、この低緯度に残された良好な自然環境は、文字どおり世界の宝であります。このことをウルップ島まで含めて提案することにより、日本、ロシア両国のメンツが立ちます。この類いまれな自然環境を未来に残せるよう、根室管内1市4町、そしてロシアとともに、この世界遺産登録運動を展開すべきと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの世界遺産のエリアの拡大、ウルップ島までのこととあります。宮腰議員がただいま言われたとおり、私の答弁のほうでもお答えしましたとおり、非常に重要なといいますか、世界の宝として、自然豊かなこの環境というのを守らなければいけないと、そういう思いは全く同じだろうというふうに考えております。そういった思いがあり、そういったウルップ島までの世界遺産の拡大ということについては、その思いをしっかりと受けとめたいと思います。ただ、私が優先せざるを得ない、優先しなければいけない北方四島の返還ということも考えながら、しっかりとその対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 北方四島の返還が大前提ということですが、これまでの、では、北方四島返還への運動を継続することで、果たして返還がなされるのでしょうか。実は、たくさんの、せんだってでも新聞報道がございましたけれども、既にサハリン四島を含めた特区構想がありまして、1月にはモスクワがオーケーするだろうという報道がなさ

れていました。そうしますと、そこで観光開発がなされ、外資を入れて観光開発がなされ、そして、サケの養殖、ホタテの養殖というものが積極的に行われる。それから、未確認ですけれども、ジャンボ機が発着できるだけの滑走路が完成しつつある、あるいは完成したというお話も聞いています。それから、一昨年になりますか、そのころでしたけれども、大変な爆弾の処理が行われて、漁民の中には、あれ以来、ホッケも何もさっぱりいなくなったよなというふうに心配する声もあります。町長のお考えというか、わかりましたけれども、もう少し聞いてください、私の思いを。

知床を審査した世界自然保護連合、以下、IUCNと言わせていただきますけれども、知床が登録される少し前の2005年5月、技術評価書を日本とユネスコに提出しました。そこには、将来的に近隣の諸島も含めた形の世界遺産平和公園として発展させることも可能であると書かれています。もし拡張が実現すれば、実現したならば、世界の目がこの地域に注がれます。知床の登録に当たり、IUCNは、スケソウダラの資源回復に向けた海域管理計画を日本政府に求めてきました。これは、もちろん羅臼漁協にも求められ、羅臼町にも求められ、羅臼漁協に求められて、一生懸命管理しました。もし拡張の話が出たときには、日露両国に対して資源の再生と回復をIUCNは迫ってくるであろうと思われれます。生態系は全く同じです。仮に四島までの拡張構想であれば、いつも私たち話しているけれども、四島までで言ったら、またあれかというのでもって、ロシアは必ず、ふんって言うよね。がしかし、ウルップ島まで、あるいは、その北のシムシルまで入れるという拡張構想であれば、ロシアに失うものはありませんから乗ってくるかもしれません。一番心配しているのは、膠着状態に陥っている外交交渉が長引けば長引くほど資源は枯渇して、貴重な生態系は破壊されてしまうのです。なくなってからでは何の意味もないのです。高密度のシマフクロウがおって、巨大なヒグマがおって、キツネやクロテン、エトピリカにケイマフリ、オジロワシにオオワシにトドにゼニガタアザラシにゴマフアザラシ、クラカケアザラシもいます。ラッコの親子もいます。ネズミイルカにイシイルカにカマイルカ、そしてミンククジラ、沖にはツチクジラが潮を吹いて、マッコウクジラも潮を吹いている。それらを狩りに来たシャチの一家が巧みなチームワークで狩りをする、これだけすぐ隣接する島々にこの良好な生態系が保たれたのは、ソ連が開発がおくれたのですね。それともう一つは、ソ連時代はすごく開発がおくれたのと、もう一つは、ソ連という国は意外なところでしっかりしていて、1990年代にもう国立公園の保護地区を設定していた、これが大きな原因になっています。ところが、このソ連が崩壊した後、急激な資本主義化が進んでおりますので、この海域というか、この島の周りというのは、本当に乱獲と密漁の海になってしまいました。陸では、さっき言ったようなクリル諸島社会経済発展計画というのによって急激なインフラ整備が進んでいます。こういう現状を、日本とロシアの両方、つまり、ロシアも既に公園保護というのは大切だということを知っているのですね。ですから、それに訴えかけて、日本の知恵とロシアの知恵でもって拡張を計画できないか。ここの自然が残されることによって、結果的に、島そのものがもし何年か後に返っ

てきても、空っぽの島、乱開発によってごたごたになった島、あるいは、さっき言ったみたいに、ミグの戦闘機も捨てられています、その写真見ました、何十機と積んでいます、そこに飛んでいるわけないのだから、どこから持ってきて、ごみ捨て場にしているということです。この間、何カ月にもわたってどかんどかんとやっていた火薬処理、この島にそんな火薬の量があるはずがないではありませんか。どこから持ってきて、ごみ捨て場で処理しているのです。では、いずれ、核廃棄物がどうしようもないといったときに、とりあえず持っていけというのはどこですか、少なくとも極東だった場合。それであれば、何とかこの構想を、ロシアと日本の知恵で何とかやっていきたい、そうでなければこの地区はだめになってしまう。せつかく残された自然がだめになってしまう。もちろん、遺産の拡張によって羅臼の経済が持続的に発展するようなかじ取りも必要です。

持続可能な漁業の構築についての構想は、時間の関係から言いませんけれども、要するに栽培漁業です。既に、ホタテは戦前、北方四島から中国に大量に輸出されていた記録があります。それから、中国人の大好きなナマコ、これは留萌の水産試験場と留萌でもう既に養殖の技術が確立されています。ウニ、カニ類、これは根室で花咲ガニの養殖に成功しています。つまり、栽培漁業に持っていったならば持続可能な漁ができるか。これに、先ほどの拡張計画に向けた方法論ですけれども、まず手始めに、これは私も知らなかったのです、教えていただきました、無害航行という国際ルールがあるのだそうです。つまり、3マイル以内であれば、何もしないから、ちょっと通るだけだからといって、向こうの国がオーケーすれば通れるという国際ルールがあるのだそうです。今の安全操業が、まさにそうですね。海域に入るときに無線連絡する、今、船団入るよと。とったから帰るよというときに、また無線で出す、これと同じことです。もしこれが、ロシア側に相談した結果、無害航行の可能性を日本とロシアでもって協議するように外務省だとかロシア側に働きかけてみたら、もしそれであれば、いろいろなことが、例えば既に安全操業をやっているわけですから、同じことで、ちょっと環境保全のためのお手伝いするお金を少し払うから入らせて、見せて、もうこっちのほうにいなくなったんだわ、ラッコも見れないんだ、シャチの本当の生態もなかなか見れないんだ、オットセイも会えないんだ、エトピリカなんて一匹もなくなったんだと言いながら、見せてと行くのであれば、もしかしたらオーケー出るかもしれない。だから、そうすると、間近に領土を目にすることによって、全国の人々が領土問題に、この間、東京で行進しても全く興味示してくれないと言いましたが、これはもしかしたら、全国の人々がそばに来て、うわあ、すごいと見ることによって関心を寄せるかもしれない。それから、当然、修学旅行、あそこに行ってみるべきだと大きな声で、これは知床、修学旅行誘致のあれになります。それから、先ほども申しましたけれども、世界の人々が目にすることによって、この狭い海域で環境保全大切だという国際的な話題になれば、ひいては、こんな狭いところでトロールだめだよというようなことになるかもしれません。それから、実は島民は既にビザなし交流で行くのですけれども、その中で、副町長はよく御存じと思いますけれども、自分で歩けないと行かれないのです

ね。自分で歩ける人に限りという。ところが、もしそれであれば、もう今、足不自由になった人だけでも、3マイルまで、つまり、3マイル近くまで行って、ああ、懐かしいね、ニキシロ湖だねと見れるじゃないですか。そういうことも考えられますし、また、語り部の養成にもなると思います。

取り組みには、大きな設計図を書いて、その中で少しずつ小さな具体的な設計図を加えていくのが一番よかろうと思います。NPO法人北の海の動物センター、この人たちは、科学者として既にロシアのほうへそういう研究を……。

○議長（村山修一君） 宮腰議員、発言の途中ですが、一方的な発言でございますので、質問があれば質問を交えてお願いします。

○4番（宮腰 實君） わかりました。注意を受けないようにしていたのですが、申しわけありません。

それでは、いずれそういうことが起こって、それがもととなって日露両国の平和条約締結につながるような取り組み、持続可能な自然利用を我がまちがリードしようではありませんか。もう一度だけ、町長の意欲的なお答えをいただきたく存じます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員の思い、しっかりお聞きをいたしました。私も最初に答弁をさせていただいたとおり、北方領土に関する国の立場とは相入れないと、適当ではないというような国の方針が出ているという以上、私は宮腰議員の意見を、思いを十分承りますが、北方領土問題のこのことの解決ということも含めて優先をさせていただきたいというふうに考えております。いろいろなお話も承りましたが、元島民、また、北方領土、今70年たつてなお、一生懸命に返還を求めている方々のことを思いますと、やはりその方向性を今ここで変えてということにはならないというふうに思っておりますし、そういった立場で今後も返還運動に邁進したいというふうに思っております。御理解いただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 以上で、宮腰實君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩します。2時10分再開します。

午後 1時52分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番田中良君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、3点を一般質問させていただきます。

まず、第1点目に災害対策について、平成26年度、平成27年度と、当町は異常低気圧による豪雨、高潮、豪雪等で大変な被害を受けました。このことから、4点についての

町長のお考え方を聞きたいとお願いいたします。

まず1点目に、豪雨による崖崩れや冠水対策について。

2点目に、高潮による道路や海岸施設の保全や復旧について。

3点目に、豪雪に対する除雪、排雪等の対策について。

4点目に、災害時における町民への周知や避難勧告について、4点についてお尋ねいたします。

続きまして、二つ目に、現在進捗中の新設の中学校の現在における進捗状況について2点御質問いたします。

まず1点目に、校舎等の実施設計の時期や予算はどの程度となっているのか、その辺のあたりをお聞かせください。

2点目につきましては、新中学校の校章や校歌等の進捗状況にどの辺まで進んでいるのかお尋ね申し上げます。

続きまして、3点目、羅臼町教育委員会で取り組んでいるところの幼小中高一貫教育について、また、教育施設の今後の保全はどのように考えているのか、その中で2点について御質問申し上げます。

少子化等による児童の減少について、行政はどのような施策を今後行うのか。

2点目に、現在の教育施設をどのように活用していくのか。

以上2点につきましては、あわせて町長からのお考えを聞きたいと思えます。

なお、先般にわたりまして、坂本議員、高島議員、加藤議員に重複する意見があるの、その辺のあたりは簡潔に御答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員より3件の御質問をいただきました。

1件目は災害対策について4点の御質問であります。

1点目は、豪雨による崖崩れや冠水等の対策についてであります。崖崩れの対策につきましては、北海道が実施する治山事業を町内の23カ所で要望をしております。今年度につきましては9カ所で事業を実施しており、引き続き町民が安心・安全に生活できるよう北海道に要望してまいります。また、本年3月から5月にかけて発生した相泊の土砂崩れ3カ所につきましては、土砂撤去、土のう積み等、応急措置を実施し、定期パトロール等の対策を行っていますが、本格的な復旧工事は来年度発注の見込みであります。早期復旧に向け、引き続き北海道に対して強く要望してまいります。

冠水につきましては、個々によって原因が違いますので、側溝の整備など、現場に合った対応を行っているところでございますので、引き続き現場に合った対応をしてまいります。

2点目の高潮による道路や海岸施設の保全、復旧についてであります。内容的に、先ほど高島議員の答弁と重複していますが、御了承願います。当町の高潮対策事業は、北海道におきまして平成20年度より町内各地区で整備が継続されているところでございます。

海岸線では峯浜町、共栄町、海岸町天狗岩地区、岬町モセカル2地区の5カ所で整備が継続されており、さらには、今年度より海岸町1・2区と岬町の2地区において現地調査が行われ、順調にいくと平成28年度より整備が開始される予定となっております。また、漁港海岸では、松法漁港海岸で工事が継続されており、オッカバケ漁港海岸では、ことし整備が開始される予定となっております。高潮対策は、災害を未然に防止し、住民の生命と財産を守ることを目的とした事業でございますので、引き続き、道に対し強く要望をしております。

3点目は、豪雪に対する除雪、排雪等の対策についてであります。通常時、町内業者8社により適切配置の上、業者と逐次連絡を取り合いながら除排雪を行っております。昨年度の未曾有の豪雪時には、排雪トラック、除雪機械、作業員等が手薄になり、国、北海道の支援、町外からの応援をいただいたところです。今後もそのようなことがあれば、国、北海道の支援要請や町外業者の応援をいただくなど、除排雪対策をしっかりと行ってまいります。

4点目は、災害時における町民への周知や避難勧告についてであります。災害が起こってから町民への周知はとのことであり、基本的には、羅臼町地域防災計画に沿って行動することとなり、防災無線やエリアメール、また関係機関の協力を得て行動することになります。避難勧告につきましては、これまでと同様に関係機関との連絡を密にして、より早く情報を得ながら判断をしております。さまざまな災害が予想される我がまちにあって、まずは減災に向けた命を守る取り組みとして、住民の皆様へ情報を早くお知らせをする、危険な場所は躊躇なく避難勧告、避難指示を発令することだと考えております。町民の皆様は、想定を上回る事象があることを考慮して、みずからの身はみずからで守るという考えのもとに、身の危険を感じたら自主的に避難行動をとっていただきたいと考えております。

2点目は、新中学校の進捗状況について2点の御質問であります。

1点目の校舎等の実施設計の時期や予算ほどの程度と考えているのかについてですが、昨年度は校舎に係る基本設計の策定を終了し、今年度は、これをもとに実施設計の作成作業を進めているところです。これまで、基本設計をもとに委託業者とさらに細かな部分や具体的内容等について検討、協議、微調整等を行ってきたところで、去る10月15日、委託業者から実施設計の初案の提出がありました。これを受けて、11月4日、学校教職員を中心に意見、提案等を伺うため、公民館大ホールを会場に実施計画初案に係る説明・懇談会を開催し、意見や提案の確認を行ったところであります。現在、そのときに出された意見や提案等について、その要否や実現の可否等を含め、業者と協議、調整を図っているところで、間もなく、議員並びにPTAを初め、町民の皆様にも提示すべく作業を進めている段階です。なお、実施設計の最終完成予定は明年2月を予定しております。

次に、予算についてですが、実施設計がまとまらなければ具体的にお示しすることはできませんが、本年6月4日開催の全員協議会において、これまで実施してきた各調査に係



る費用も含め、屋体を含む校舎建物本体の建築費及び外構工事費、旧校舎解体費、備品購入費等のほか、予定している必要経費を含め、約26億円程度と御説明をさせていただいております。

2点目は、校章や校歌等の進捗状況はどのようになっているのかとの御質問です。既に御承知のとおり、校名、校歌、校章については、教育関係者や一般町民から成る選考委員会を組織して作業を進めてきており、校名については、昨年度、公募により知床未来中学校と決定に至っております。また、校歌については、去る11月2日開催の第5回選考委員会において、このたび羅臼大使に就任いただいた吉幾三氏からの御厚意の話もあり、吉幾三氏に依頼する方向性が示されました。また、校章については、平成27年12月1日から平成28年2月5日までの期間でデザインを公募することを決定し、既に町政だよりや防災無線による住民周知並びに新聞報道、羅臼町ホームページの掲載、さらには東京らうす会及び札幌らうす会の事務局を通じて会員への周知を要請したところであります。

3件目は、羅臼町教育委員会が取り組んでいる幼小中高一貫教育について、また、教育施設の今後の保全はどのように考えているのかと、これに関して2点の御質問です。

御承知のとおり、本町では、平成24年に幼小中高一貫教育研究会を組織して、幼稚園から高校までの子どもたちが、それぞれ発達段階に応じて心身ともに健やかに成長し、学びをつなげるということを願い、現在、学力向上部会や総合学習部会を初め、五つの部会を中心にさまざまな取り組みを進めているところです。また、平成25年には、全ての幼稚園、小中学校、高校がユネスコスクールにも登録し、ユネスコ運動に関する活動も行われているところで、さまざまな活動、取り組みを通じて、子どもたちの学びの機会を提供しているところです。

次に、教育施設の今後の保全についてどのように考えているのかとの御質問と、どのように活用していくかとの御質問については、関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

町内の教育施設のうち学校施設につきましては、中学校の老朽化が著しく、新中学校完成までには厳しい学習環境を強いることになっておりますが、毎年必要な修繕を加えながら維持管理に努めているところです。また、幼稚園や小学校についても経年劣化に対応した維持補修に努めてまいりたいと考えております。さらに、公民館を初めとする社会教育施設につきましても、既に築数十年を経過しており、これまで、内部改装や外壁塗装などの補修を行いながら、町民の利用に供するため、必要な修繕、改修を講じてきたところであり、町の厳しい財政事情も考えるとき、今後もしばらくは、必要の都度、修繕等を行いながら維持管理し、町民のニーズに応えながら活用を図っていかなければならないと考えているところでございます。

次に、少子化等による児童の減少について、行政はどのような施策を行うのかとの御質問についてですが、少子化への対応としましては、現在、子ども・子育て支援法の制定に見るように、子育てしやすい環境整備等、国を挙げて対策が講じられているところであ

り、羅臼町においても、子育て支援センターを初めとする子育て支援の取り組みや、幼稚園における延長保育の実施、さらに、新たにスタートした放課後児童クラブや幼稚園入園料の補助など、各種施策を実施しておりますが、少子化を食い止めるには、子どもを産み、育てやすい環境づくりとあわせて、この地域で働き続けていける活気ある地域づくりが求められるところであり、そのためには、まちの経済を支える産業の振興が必要であり、現在、総合的な視野に立って各種施策に取り組んでいるところでございます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） どうもありがとうございます。それでは、再質問をしたいと思えます。

先ほど、1番目の災害対策につきましては、豪雨、高潮については、高島議員、加藤議員初め皆様に質問を受けているので、かぶるところが多々、多かったこともありまして、その辺につきましては、ぜひ十二分に対応しながらやっていただきたいと思えます。

それで、私のほうから1点だけちょっと先に質問をしたいと思えます。これから先、豪雪、雪の時期に入ります。また、昨年のような豪雪にならないように願っていますが、この近辺の様子を見ますと、また異常気象で豪雪もあり得るという仮定になります。まず1点目に、昨年、排雪場所で、大変豪雪で、排雪位置で、大変、町のほうに苦慮していたということで、今年度はどのように、その辺のあたりの排雪の施設については十分対応できるかどうかということ、まず1点、先にお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 排雪場所につきましては、昨年と少し変わっている部分がございます。例年、羅臼川の河川敷、そちらのほうを北海道さんからお借りしまして雪捨て場としております。それと、松法町の奥になりますけれども、町有地がありまして、そこは雪捨て場と。それから、海岸町のほうにも雪捨て場がございます。あと、幌萌町でございますけれども、御存じのとおり、幌萌の土砂滑りがございまして、ちょうどあそこの町道の部分で雪捨て場ということにしておりましてけれども、そこが使えなくなったということで、その手前といいますか、羅臼町ごみ焼却場、その近くの町有地、そちらを雪捨て場として設定してございます。一応、昨年度の豪雪のとき、非常に雪捨て場、満杯状態となっておりますけれども、通常であれば大丈夫かなと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、担当課長から説明を受けました。昨年とほぼ同じ状態で使うということなのですが、危惧されているのが、今2点ほどありましたね。ちょっとその辺、できるかできないか、御協力を検討していただきたいと思えます。

実は、羅臼町の場合、各漁師の人方、漁業者の方々、重機を持っている方で、皆さん大変に、雪を除雪していただいて、排雪作業をお手伝いしてもらっているところなのですが、その点を含めまして、町のほうからぜひ、使っていない、例えば干場、いわゆる浜がありますね、昔は昆布やっていたけれども、今は昆布つくって浜は使っていない

いとかあるので、一時置き場としてそういうところを再利用したほうがいいのかと思われるのですよね。というのは、実はこの国道近辺で通学路となっているところが、通学路のところどうしても排雪がたまって、すごく子どもたちが苦慮して通学しているという部分が多々見られます。まちの中につきましては、羅臼川の排雪なので持っていきやすいのですけれども、春松地区のほうは特に目立つ。また、大型重機がたくさんありますので、結局、大型重機で積まれてしまうと、除排雪に物すごく苦慮するという形がちょっと見られるかと思われるので、その辺のあたりを、ぜひこの8社の業者さんをお願いして、どこか、投げる場所を1カ所にまとめてあげれば、排雪の利便がもう少し上がるのではないかとということが1点思ったので、今回質問の中に1点加えさせていただきたいと思いますので、ぜひその辺の対応を、町のほうで、どこの浜が使えるか、海にはほとんど実は投げられません、ということであれば、浜に一度堆積して、堆雪をして、それで対応させるという方法がとれるのではないかなと。どうしても、ためてから排雪という形、うちの町はやらなければならない。そして、場所も、今おっしゃったように、海岸町、羅臼の市街地、あと松法、峯浜地区となると、広範囲に広がっております。その辺もあわせまして、1点ちょっと先に、そういう対応ができるかできないかということを経前に雪が降る前に、これは地権者の人方ともお話と協力願いをしなければならない可能性もあります、雪を捨てると、ごみも出ます、その辺のあたりは春になったときにちょっと片づければ済む問題なので、それがよりよい除雪の方法がとれるのではないかとことを思っていますので、その辺のあたりをちょっとお考えお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 排雪場所につきましては、従来から、もう少し必要だなというふうには考えておりましたが、羅臼町におきましては、場所が、土地が少ないということで、先ほど申し上げた場所が設定されているということでございます。今、議員さんのほうから提案のありました、浜に堆雪をするということに関しましては、一応検討したいと思いますけれども、ただ、ごみの関係、雪にごみがまざってしまう、また石がまざってしまう、それと、雪をそこに持っていくわけですから、その部分で雪解けが遅くなってしまうということもございます。また、所有者の、そこで使用している方との話し合いもございますので、まずこれを考慮しながら考えていきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、土地の所有者で羅臼でも結構、土地の所有している方がおられると思います、そういうのも協力を願っても、一つの考慮ができるのではないかと考えられます。

それともう1点なのですけれども、災害時における町民への周知や避難勧告についてなのですけれども、この2年間見ますと、うちの町につきましては、大変、町のほうからの指示が早い、それで、施設の避難の関係も、ほかのまちから見るとかなり迅速に行っていることは私も皆さんの御苦勞を十分にわかります。ただ、1点思われるのは、ことしあつ

た事例で申し上げますと、春松小学校に避難してくださいという通告が出ました。でも、残念ながら、春松のほうで停電用の対策の時間のが持っていなかったというようなことがあったので、ぜひその辺のあたりをきちんと、避難施設につきましては、事前にどのぐらいのものができるか。あと、今一番気になるのが、実は、その災害時に避難すれと言われても、いわゆる弱者の人方が完全に避難できるような状況ではないです。逆に、家にいるほうが安全なのかなと思われるときもあります。ただ、本当にやっぱり必要なときには、先ほど加藤議員がおっしゃったように、うちの町内には6施設の高齢者事業施設があります、そういう事業施設でも一時期の避難はできるはずなのです。というのは、日中であれば、介護職員がいたり、いろいろな災害難民と言われる人方の弱者を助けることが可能だと思います。そういうのをぜひ業者さんをお願いして、ぜひ協力してもらえないかと、冬場につきましては、暖かいところで、できれば避難の人を、避難させていただきたいということを、ちょっと町のほうからでもお願いいただければ、それは一つの方法となりますので、ぜひその辺をやっていただきたいなと思います。これにつきましては、町長のお答えは必要ないと思いますので、ぜひ検討を願いたいと思います。

続きまして、新中学校の進捗状況につきまして、先ほど町長がおっしゃったように、ことしの6月に全員協議会で一応概算の説明を受けました。それから踏まえまして、約5カ月がたちました。町のほうも、私も独自ながら調べさせていただきましたら、建設費がまだまだ上がっていております。実際に、今、町長からお答え願った、平成28年度に例えば実施設計ができました、これを実施設計で組み込んだときに、来年の春になったら、まだまだ高騰はとまらないと思います。予算的に、先ほど、前人の質問の中でも、坂本議員の中で副町長からお答えあったように、実は、うちの予定している金額をはるかにもう超えていると思われます。そういうことから見ますと、町長として、この実施設計を現段階で施行するときに、果たしてこれが「身の丈に合った」という、町長が施策しているこの予算の中でおさまるかどうか。今、これでいきますと、うちの年間予算の大体7割を超えております。大変危惧します。そして、なおかつ副町長からも説明あったように、箱物施設につきましては、今後、大変なことが起きると。やっぱりこの後、例えば新中学をつくった後には、何年か町民には我慢していただかなければならないというような説明だと思われる。この辺につきまして、町長のお考え方を1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 知床未来中学校に関しての御質問でありますけれども、確かに、建設費は今後もっと膨らむ可能性は否めないというふうに思っております、最終的にどのぐらいかかるのかということも含めて、今、実施設計を作成しているわけであります。先ほど、身の丈に合ったというような、予算も含めて考えていかなければいけないというお話をさせていただきましたが、ただ、その中で、必要かどうかということも、これは一つのやっていかなければいけない大きな要素だろうと思っております、今の春松中学校、羅臼中学校、それぞれの現状を考えたときに、もう本当は一日も待ってられないだ

ろうというぐらいの状況であるということは、自分も議員時代からいろいろ視察もさせていただいた中で、非常にその辺は強く感じているわけでありまして、この知床未来中学校、建設費が最初のときよりも多くなったから、ちょっとやめようか、中断しようかということにはなるものではないというふうに思っておりますし、将来の子どもたちのために、しっかりした環境のもとで学習をしていただく、勉強していただくという意味では、建設費が多少ふえても、やっぱり実施をしていかなければならない事業であるというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 私も町長と同じ議員をやっているとき、これにつきましては何回か質問をさせていただきました。なぜここまで来てこういうことを申すかということ、確かに、中学校につきましては、もう緊急につくってあげるべきだと私も思います。ただ、つくるに当たっても、その時期、ケースを考えて、もっとベストな方法があるのではないかということが考え見られるので、ぜひその辺のあたりも含みながら。決して、これが例えば30億円かかろうが40億円かかろうが、僕はやってあげたいと思います。ただ、やるからには、やっぱり今後の未来の財政計画もありますし、いろいろなことを鑑みますと、つくるのはいいと思います、ただ、つくり方に若干問題が出るのではないかと思われま

す。子どもたち、この後の、引き続き3番目に入っていきますけれども、少子化のこともありますし、実は、それを鑑みますと、実は役場から出していました、先ほど坂本議員が使っていました、この人口推移の関係なのですけれども、人口ビジョン、これ、実は、僕も見てびっくりしたのですけれども、実は羅臼町の人口減の推移が、この予算から見たら5年進んでいます。副町長は御存じだと思います。2020年に5,500人程度ぐらいという予測でこのビジョンは動いています。でも、実際にはもう、ちょっと前で、2015年でもう5,500を切っています。ということは、今後の流れでいきますと、まだまだ人口も減って、子どもたちも減っていくという可能性が十二分にあります。現在の出生人数につきましては40人弱、多い年でも50人を切っている状態です。そういうことを踏まえますと、やっぱり幼、小、中、高まで考えますと、やっぱりここが決断の時期だと思いますので、ぜひその辺のあたりの考え方を取り入れていただきたいと思います。それにつきまして、町長のお考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど申しましたとおり、中学校については、新しい中学校を建設するという必要であるというお答えをさせていただきました。また、この実施設計の中でしっかりですね、当然、いろいろな関係団体の方、PTAの方、いろいろな方々の御意見を頂戴しながら、施設の内容、それから設計の変更ですとか、必要なもの、必要でないもの、こういう御意見をいただきながら進めていますので、決してむだなものをそこに入れ込むだとか、また、必要ではないものをあえてつくっていくということはありません。

ないというふうに思っておりますし、必要なものを必要な規模で設計をしていくということになりますし、今お話のあったように、将来の人口の推計を見ながら、いろいろなことも考えていかなければいけないというところもありますし、また、思いとして、少子化を何とか対策をとって、将来、子どもたちをふやしていきたいという、そういう思いもあるところから、どれぐらいの規模が一番適正なのかということも含めて、しっかり協議をして取り組ませていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 町長がそのように取り組んでいくということで、まず一安心したところですよ。

もう1点お願いしたいのは、先ほど、いろいろな実施設計にかかわりましても、学校の先生を初めPTA初め、いろいろなところに落としております。ぜひ、せっかくうちの新町長が各町内を回って車座で座談会を開いていただいて、町民の意見を十二分に聞いて歩いたという成果が出ていると思います。その辺もあわせて、もう一度町民に意見を聞く場所を設けていただければありがたいと思います。これにつきましては、町長の答えは別段必要といたしません。

それで、2点目の教育施設をどのように活用していくのかということで、町長から答弁がありました。今、町長がおっしゃったように、うちの教育施設につきましては、実は一番使えるもので、もう10年近くたちます。というのは、春松の体育館なのです、開放事業で使っている。春松小学校の体育館が、今9年目を迎えております。羅臼小学校の体育館につきましては、もう20年たっております。なおかつ、羅臼町公民館につきましては、中学校建つときには50年近くなります。これは大変に厳しい状態になっているということが考えます。それとあわせて、いろいろなことがあるので、先ほど町長は、使えるものは入れましょう、使えないものは省きましょう、少しでも多くのものを、多機能で使えるような新中学校というイメージをお話ししてくれたので、それにすごく期待したいと思いますので、この辺のあたり、やっぱり、幾ら建てれないとはいえども、今後、財政計画の中とか7次の計画の中には当然うたっていかなければならないと思うのですけれども、この辺のあたりはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） さまざまな、教育施設だけではなくて、いろいろな分野で、今後ハード面の修繕等、それから建てかえなどというようなことが言われてくるのだろうと思っています。ただ、もうこれは何回も繰り返しでお伝えしておりますけれども、財政状況を見ながらやらなければいけないというのも、これまたつらいところでありまして、やっぱりそこには優先順位というものをしっかり考えながら、本当に必要なものなのか、また、これができ上がるとどのような効果をもたらすのかということも含めて、それから、今、現状どうなっているのかということも含めて、さまざまなことを考えていかなければいけないというふうに思っています。教育施設で言いますと、先ほど言ったよう

に、学校の、まずは中学校というふうに考えておりますし、今言われたように、公民館についても相当年数はたっておりますけれども、ただ、今のところ公民館を優先して建てかえるということには至っていないと思いますし、そういう考えは私の中にはまだありません。まずは、この中学校をしっかりとしたものにして、またその利用も含めて、一つは防災計画の中に、その中に防災施設も含めて、備蓄も含めて考えているということもありますし、また、それがもし地域住民のために使えるような整備が、今つくる中学校の中のできとすれば、そういうことも考えながら、いろいろ協議をしてまいりたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひ、そのように考えながら行ってほしいものだと思います。

それとあわせまして、一応、今、町長から言葉聞かれたように、まず急ぐものからやるということが、そういうことだと思うのですが、ただ、せっかく今、7次の策定やっていますから、とりあえず今4年間、7次は4年間分、さらにその後のことを踏まえた、アンダー60、オーバー60ということもうたっております、その辺のあたりで、まちの全体像の設計をぜひ早目に取り組んでいただきたいと思います。それを含めまして、いろいろなものにこれが反映されていくし、さらに、教育関係ばかりでなく、いろいろな多岐にわたるものが自然にできていく、まちの全体のあり方、当初、八千五、六百人の人口が、今もう3,000以上落ちております。空き家も点々としております。いろいろなものが、今後いろいろなことに影響を及ぼします。これはやっぱり協働のまちづくりの一環として、やっぱり町民にお願いする部分も多々あるかと思えます。その辺もあわせ持って、ぜひ町長に対しては、財政がいっぱいあると、ほかの、別な管内の町村みたく、たくさん交付税を持っていて、やれというのは一番やり応えがあると思うのですが、羅臼町の場合ですと、本当に緊縮財政の中でやるということがありますし、やっぱりこのまま進みますと、プラス要素というのが、今の状態で見ましてかなり少ないと思いますので、やっぱりいろいろなところで、削るのではなく、いかに有効で使えるかということを検討していただきたいなと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの公共施設の今後の運営ということでありまして、ただ、老朽化を待って修繕するのであれば、これは一般単独で全部直していかねばならないということがありますけれども、今、公共施設の長寿命化対策というのが国で進められておりまして、私どもも既に橋梁とかいろいろな面でやっておりますけれども、ここには補助が入るといことがございますので、今後、学校施設あるいは公共施設の長寿命化を図りながら、国の財政支援もおおぐというようなことで対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） 副町長から今お答えあったことは、私が前の一般質問で、公共施設のマネジメントについてお尋ねいたしました。それから約9カ月後に、動く体制が今で来たと思われます。実は国の施設関係の、今、副町長がおっしゃったように、補助関係は若干つけてくれそうな時期になってきています。そういうこともあわせ持って、やっぱりそういうものを生かしながら、補修で済む問題ではもうなくなっているというのが、古いものにつまましては現状だと思います。ぜひ、その辺のあたりをきちんと視察しながら進んでいていただきたいと思います。

私の一般質問は、以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（村山修一君） 以上で、一般質問を終わります。

---

◎日程第 6 選挙第6号 羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 選挙第6号羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法第181条第2項及び同法第182条第1項並びに第2項の規定により、それぞれ4人の選挙を行うことになっております。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、経済文教常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長及び議会運営委員会委員長並びに副議長の4名をもって構成する選考委員により選考してはいかかと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、経済文教常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長及び議会運営委員会委員長並びに副議長の4名をもって構成する選考委員によって選考することに決定しました。

選考委員は、正副議長室で選考をお願いします。

選挙管理委員会委員及び補充員選考のため、暫時休憩します。

午後 2時49分 休憩

---



午前 2時52分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選任がされたようでありますので、選考委員よりその結果を報告願います。

佐藤晶君。

○副議長（佐藤 晶君） それでは、選考委員を代表いたしまして、ただいまより羅臼町選挙管理委員会委員及び補充員の選考結果を報告申し上げます。

別室におきまして慎重審議の結果、次の方々を選考いたしました。

委員に、白坂雄一君、岡本邦子君、高津寛之君、池田幸世君。補充員には、第1順位、高橋政子君、第2順位、板倉道子君、第3順位、幾田尚人君、第4順位、芦崎剛君。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま選考委員より指名のとおり、選挙管理委員会委員に白坂雄一君、岡本邦子君、高津寛之君、池田幸世君、補充員には、第1順位、高橋政子君、第2順位、板倉道子君、第3順位、幾田尚人君、第4順位、芦崎剛君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考委員より指名のあったとおり、羅臼町選挙管理委員会委員に白坂雄一君、岡本邦子君、高津寛之君、池田幸世君、補充員には、第1順位、高橋政子君、第2順位、板倉道子君、第3順位、幾田尚人君、第4順位、芦崎剛君が当選されました。

- 
- ◎日程第 7 認定第1号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第 8 認定第2号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第 9 認定第3号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第10 認定第4号 平成26年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第11 認定第5号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第12 認定第6号 平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

○議長（村山修一君） 日程第7 認定第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12 認定第6号平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長田中良君。

○各会計決算特別委員会委員長（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

平成27年9月10日開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました平成26年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件について審査を実施したので、次のとおり結果を御報告いたします。

付託事件。

認定第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算1件。認定第2号から認定第5号平成26年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算4件。認定第6号平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算1件。

審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月9日及び10月13日、14日、20日、11月4日の5日間にわたり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、行政職員の説明を求め、慎重に審査を進めたところであります。本委員会は、各会計別に、平成26年度予算の主要な施策がいかにも実現されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この総括を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は審査の過程の中で論議のありました下記事項5点を、総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了いたしました。

記。

総括質疑事項。

- (1) 財政調整基金及び財政について。
- (2) 水道事業会計の今後と水道及び浄化槽などのインフラ整備について。
- (3) 町営スキー場と公園管理について。
- (4) 図書事業の今後のあり方について。
- (5) 職員研修の充実について。

各会計審査結果。

認定第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

現下の厳しい財政状況にあつて、財政の健全化を図るべく、経費の削減等により、財政調整基金こそ本年2月のたび重なる大雪によるものを主として減となったものの、文教施設整備基金等に積み立てができたことは、毎年積極的に行政改革を行ってきた成果であり、今後も計画的な財政運営に努められ、経営健全化に期待するところであります。

また、町税の収納率は対前年度比増となっておりますが、収入額は減少し、収入未収額は増加となっております。財源を交付税に依存せざるを得ない当町にとって、歳入確保は大変重要な課題であり、少子高齢化の進行、町民ニーズの多様化など、自主財源の確保を積極的に考えなければ、今後の財政運営は極めて厳しい状況が続くと思われまます。

そのようなことから、町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、町民の納付意識の高揚を図りながら、公平、公明、公正の観点を持ち、羅臼町債権管理条例のもと、さらなる徴収率向上へより一層の努力を求めるとともに、不良債権の適切な処理を望むものであります。

認定第2号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

本年度の国保税の収納率は前年度より向上しておりますが、収入額は減少し、収入未済額は増加となっております。今後より一層収納対策に万全を期し、収入額の増加、未収金の圧縮に特段の努力を払われ、安定した会計運営を望みます。

あわせて、健康づくりや予防活動など、医療費の削減につながる取り組みに対する十分な予算運用と、重点的な取り組みを望みます。

認定第3号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第4号平成26年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業を考慮したとき、将来の消費税増税等に対応できるよう、早期の計画策定と住民説明を求めるとともに、事業の安定に向け、資金計画、受益者の公平、公正の観点から、徴収率の向上を図り、施設設備の保全点検に十分に配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を望みます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査の結果を申し上げますが、当町の財政構造は地方交付税への依存度が非常に高く、厳しい状況にあることは言うまでもありません。その意味において、財政基盤が脆弱であり、町の各施策を支える財政運営は極めて厳しい中で進められています。

このような状況の中、平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率の実質赤字比率、

連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を全てクリアできたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

また、自主財源である町税及び使用料等については、基幹産業である漁業が不振であります。また、より一層の収入増を図るべく強権力と裁量権に配慮し、引き続き滞納整理に尽力されるよう期待をしております。

今後は新たな自主財源確保に向けましても精力的に研究と施策の展開活動をしていただきたいと願います。

また、総括質疑で申し上げました5点につきましても、積極的に検討を進めていただきたいと考えます。

地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、最小限の経費で最大の効果が得られるよう、不断の努力を望むところであります。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、平成26年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件については、本委員会は全員一致で認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

平成27年12月11日。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

以上です。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。この質疑については、会議規則等運用規定第98条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 認定第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12 認定第6号平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定しました。

ここで、3時15分まで休憩します。3時15分再開します。

午後 3時05分 休憩

---

午後 3時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第13 議案第48号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第48号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第48号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算についてであります。また、議案第49号から議案第56号までにつきましても、副町長並びに担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第48号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,099万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億564万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金、466万円を追加し、1億8,562万7,000円。

1項国庫負担金、705万2,000円を追加し、1億2,636万5,000円。

2項国庫補助金、239万2,000円を減額し、5,687万3,000円。

14款道支出金、1,880万4,000円を追加し、1億3,568万4,000円。

1項道負担金、633万5,000円を追加し、7,889万7,000円。

2項道補助金、1,340万円を追加し、4,107万9,000円。

3項道委託金、93万1,000円を減額し、1,570万8,000円。

16款1項寄附金、152万5,000円を追加し、2,870万8,000円。

18款1項繰越金、400万2,000円を追加し、6,554万7,000円。

20款1項町債、200万円を追加し、2億9,249万円。

歳入合計、3,099万1,000円を追加し、37億564万4,000円。

歳出でございます。

2款総務費、21万7,000円を減額し、7億1,899万1,000円。

1項総務管理費、334万8,000円を追加し、6億8,224万7,000円。

2項徴税費、85万円を追加し、819万2,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、49万7,000円を追加し、841万8,000円。

4項選挙費、491万2,000円を減額し、754万3,000円。

3款民生費、1,521万2,000円を追加し、4億7,471万6,000円。

1項社会福祉費、1,521万2,000円を追加し、3億7,549万3,000円。

4款衛生費、94万円を減額し、6億697万5,000円。

1項保健衛生費、94万円を減額し、2億2,618万2,000円。

5款農林水産業費、1,613万9,000円を追加し、9,503万6,000円。

3項水産業費、1,613万9,000円を追加し、7,664万7,000円。

6款1項商工費、95万6,000円を追加し、8,152万2,000円。

8款教育費、15万9,000円を減額し、3億1,745万円。

3項中学校費、78万9,000円を追加し、8,663万8,000円。

4項幼稚園費、94万8,000円を減額し、1,253万5,000円。

歳出合計、3,099万1,000円を追加し、37億564万4,000円。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございます。

起債の目的。防犯灯電気料補助事業債、410万円を460万円に変更するものでございます。橋りょう長寿命化事業債、860万円を1,010万円に変更するものでございまして、それぞれ過疎対策事業債を借入れするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金で444万9,000円の追加でございます。国民健康保険基盤安定負担金のルール分が国から受けるものでございます。障がい者自立支援医療費負担金260万3,000円につきましては、自立支援医療費の国からの2分の1の負担が入るものでございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、4万円の追加につきましては、選挙人名簿のシステム改修費として2分の1の補助金でございます。4目土木費国庫補助金、211万

6,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。5目教育費国庫補助金31万6,000円の減額につきましては、公立幼稚園児の奨励制度が変わったものによる減額でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、633万5,000円の追加でございます。1点目は社会福祉費負担金で503万4,000円の追加でございます。保険基盤安定負担金のルール分が道から歳入されるものでございます。障がい者自立支援医療費、4分の1の道の負担分でございます。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金、1,340万円の追加ございまして、地域づくり総合交付金でございます。漁業協同組合が実施する漁場機能等の回復対策事業として交付されるものでございます。

3項道委託金1目総務費道委託金、93万1,000円の減額につきましては、北海道知事及び北海道議会議員の執行経費確定による減でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、152万5,000円の追加でございます。善意の寄附採納があったものでございまして、後ほど歳出のほうで説明をさせていただきます。

18款1項1目繰越金、400万2,000円の追加でございます。前年度繰越金に歳入歳出を合わせるために求めているものでございます。。

20款1項町債1目総務債、50万円の追加につきましては、防犯灯電気料の補助事業債でございます。5目土木債、150万円の追加につきましては、橋梁の長寿命化事業債の充当分でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、35万2,000円の減額でございます。まず1点目につきましては、需用費でございまして、庁舎管理に要する費用でございます。2階の印刷室の窓枠劣化に伴いまして雨漏りが生じるために、修繕を行うものでございます。その他一般行政に要する経費、旅費の45万9,000円の追加につきましては、年度途中におきまして、ふるさと納税、あるいは地熱エネルギーの事業の取り組みに対しまして旅費の費用が膨らんだということで、今後、費用の不足が認められるために追加をするものでございます。負担金及び交付金の負担金でございます、消防事務組合費の245万円減額になるものでございまして、退職手当組合等の負担率の確定に伴うものでございます。積立金でございます。知床・羅臼まちづくり基金の積立金、善意の寄附によるものでございまして、知床保全に2件で1万5,000円、医療、保健、福祉2件で6万円、北方領土関係で2件で31万円、中学校の改築6件で114万円を積み立てるものでございます。

10目の財産管理費でございます。334万3,000円の追加でございます。公有財産購入費でございまして、海上保安の職員住宅を購入するものでございまして、土地と建

物合わせて334万3,000円となるものでございます。今後、この取得後は当町の職員住宅として利用するものでございまして、平成11年に全面改修を行っていただいているという物件でございます。この後、修繕の必要な部分を直しながら、職員住宅として利用してまいりたいというふうに考えてございます。

11目企画費、27万6,000円の追加につきましては、地熱開発の促進事業に関するものでございますが、これまでも説明をしてきておりますが、羅臼町の地熱エネルギーに対して地元の理解を深めることから、地下資源活用に関する地域協議会を本年8月に設立をしたところでございます。現在、オリックス株式会社と協定し進めております地下資源の調査、地熱の有効利用を図ることから、知床未来中学校建設に向けて、暖房利用の調査設計を進めているところでもあります。この調査につきましては、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金の採択をいただいていることから、今後、業務打ち合わせ、あるいは補助金の精算事務が発生することから、所要の旅費、地域協議会の開催に伴う所要経費の計上をさせていただいたところでございます。

11ページをお願いいたします。

12目防犯対策費につきましては、財源内訳の変更でございます。

15目電子計算費8万1,000円の追加につきましては、選挙年齢が18歳に引き上げになることから、システムの改修でございます。

2項徴税费1目税務総務費、85万円の追加でございます。町税の還付金でございますが、法人町民税等の確定申告により過年度予定納付に還付が発生したことによる還付金でございます。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、49万7,000円の追加でございます。窓口業務のスピード化を図るために、マイナンバーカードの裏書用プリンターの購入を目的としてございまして、システム協議会に加盟している団体で共同調達し、負担の軽減を図るものでございまして、49万7,000円の追加補正とさせていただいたところでございます。

4項選挙費2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、93万1,000円の減額でございます。確定による減でございます。

3目羅臼町長及び羅臼町議会議員選挙費、398万1,000円の減額につきましても、確定によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費4目心身障がい者特別対策費、563万5,000円の追加でございます。生活保護者の更生医療該当者1名が増となることでありまして、透析患者の増でございます。これが520万6,000円でございます。また、障がい者自立支援国庫負担金の精算、あるいは給付費の道負担金の精算額、平成26年度の負担金の額が確定したものに伴う償還金でございます。

7目特別会計繰出金、1,225万1,000円の追加でございます。国民健康保険事業



特別会計繰り出しにルール分として1,264万4,000円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、事務費の負担金の確定に伴い39万3,000円減額するものでございます。

9目後期高齢者医療費、267万4,000円の減額でございます。これにつきましては、額の確定による減でございます。

19ページをお願いいたします。

4項衛生費1目保健衛生費3目環境衛生費、26万円の追加でございます。墓地の建立予定がないという返還申請がございましたので、それに伴う返還金でございます。4目特別会計繰出金、120万円の減額でございます。これは国民健康保険診療所事業特別会計の繰り出しを減額するものでございまして、医療確保対策について羅臼町の2名のアドバイザー分につきまして起債が認められたため、一般財源を減額するものでございます。

5款農林水産業費3項水産業費1目水産業総務費、3万9,000円の追加でございます。これにつきましては、漁業協同組合に対して高潮災害、平成26年12月の復旧費の利子補給をするものでございます。2目水産業振興費、1,610万円の追加につきましては、22ページをお願いいたします、漁業協同組合の指導船のエンジンの交換あるいはクレーンの設置に伴いまして、北海道のまちづくり交付金とあわせて町の補助をするものでございます。

6款1項商工費8目温泉供給費、95万6,000円の追加につきましては、湯ノ沢地内の温泉管に亀裂が生じていることが発見され、その修繕を行うものでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費3目橋りょう新設改良費につきましては、起債の関係で補正財源の財源内訳の変更によるものでございます。

8款教育費3項中学校費3目学校建設費、78万9,000円の追加でございます。現在進められております知床未来中学校の建築確認の申請に係る手数料でございます。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費、94万8,000円の減額でございます。これは、歳入でも申し上げましたとおり、公立幼稚園が就園の奨励費から対象外になったということの減額に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第48号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第49号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第49号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 25ページをお願いいたします。

議案第49号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億337万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,759万6,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金、2,786万5,000円を追加し、2億6,886万円。

1項国庫負担金、2,786万5,000円を追加し、2億6,460万1,000円。

7款1項共同事業交付金、2億9,770万円を減額し、2,917万6,000円。

9款繰入金、6,115万円を追加し、1億5,523万円。

1項他会計繰入金、1,264万4,000円を追加し、6,181万1,000円。

2項基金繰入金、4,850万6,000円を追加し、9,341万9,000円。

11款諸支出金、531万1,000円を追加し、602万6,000円。

2項雑入、531万1,000円を追加し、602万4,000円。

歳入合計、2億337万4,000円を減額し、9億8,759万6,000円。

続きまして、歳出でございます。

3款保険給付費、1億1,700万円を追加し、6億7,808万1,000円。

1項療養諸費、9,800万円を追加し、5億9,200万9,000円。

2項高額療養費、1,900万円を追加し、7,833万円。

5款1項共同事業拠出金、3億3,400万円を減額し、3,380万7,000円。

10款諸支出金、1,362万6,000円を追加し、1,395万7,000円。

1 項償還金及び還付加算金、1,362万6,000円を追加し、1,395万6,000円。

歳出合計、2億337万4,000円を減額し、9億8,759万6,000円。

28ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金に2,786万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出の療養給付費の増額に伴う国の負担分を療養給付費負担金に追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目共同事業交付金から2,320万円、2 目保険財政共同安定化事業交付金から2億7,450万円をそれぞれ減額するものでございます。内容につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律により平成27年度から実施された制度改正への対応として、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の拠出金と交付金の相殺処理が行われることに伴い、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金からそれぞれ減額をするものでございます。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金に1,264万4,000円を追加するものでございます。内容につきましては、国税の7割、5割、2割の軽減対象世帯の増加に伴い、軽減費繰入金に追加をするものでございます。

2 項 1 目基金繰入金に4,850万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、補正予算の不足分を財政調整基金に求めることに伴い、財政調整基金繰入金に追加をするものでございます。なお、このたびの財政調整基金からの繰り入れに伴い、繰入金の残高は1,114万6,000円となるものでございます。

1 1 款諸収入 2 項 5 目雑入に531万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、平成26年度の交付金の額の確定に伴い、雑収入に平成26年度療養給付費負担金追加交付金として追加をするものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費に9,800万円を追加するものでございます。内容につきましては、一般被保険者の療養給付費の増加に伴い、一般被保険者療養給付費に追加するものでございます。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費に1,900万円を追加するものでございます。内容につきましては、一般被保険者の高額療養費の増加に伴い、一般被保険者高額療養費に追加をするものでございます。

5 款 1 項共同事業拠出金 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金から2,900万円、2 目保険財政共同安定化事業拠出金から3億500万円をそれぞれ減額するものでございます。内容につきましては、歳入の交付金同様に、国民健康保険法の一部を改正する法律に

より平成27年度から実施された制度改正の対応として、拠出金と交付金の相殺処理が行われることに伴い、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金からそれぞれ減額をするものでございます。

32ページをお願いいたします。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金に1,362万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、平成26年度の交付金の額の確定に伴い、返還金が生じたことから、返還金に平成26年度前期高齢者交付金返還金として追加をするものでございます。なお、この補正予算につきましては、去る12月4日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第49号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第50号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第50号平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 34ページをお願いいたします。

議案第50号平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万3,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ6,691万9,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金、39万3,000円を減額し、1,987万8,000円。

歳入合計、39万3,000円を減額し、6,691万9,000円。

歳出でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、39万3,000円を減額し、6,512万3,000円。

歳出合計、39万3,000円を減額し、6,691万9,000円。

37ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から39万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、財源調整のため広域連合事務費繰入金を減額するものでございます。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金から39万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、平成26年度の広域連合事務費負担金の額が確定したことから、広域連合事務費負担金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第50号平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第51号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所  
事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第51号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 41ページをお願いいたします。

議案第51号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は「第2表 地方債補正」によるものでございます。

42ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金、120万円を減額し、1億2,953万9,000円。

5款1項町債、120万円を追加し、270万円。

歳入合計、補正額はございません。

歳出の補正額もございません。

44ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。追加でございます。

起債の目的は、診療所医師確保対策事業債（過疎対策事業債）でございます。限度額は120万円でございます。起債の方法は、証書借入れまたは証券発行でございます。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率でございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができるものでございます。

45ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から120万円を減額するものでございます。内容につきましては、財源調整のため一般会計繰入金を減額するものでございます。

5款1項町債1目診療所事業債に120万円を追加するものでございます。内容につきましては、診療所の指定管理者制度導入や医師確保対策に関する助言をお願いしております医療経営アドバイザー及び医療再生アドバイザーに係る経費について地方債の対象になることとなったことから、診療所医師確保対策事業債として追加をするものでございます。

47ページ、歳出でございます。

歳出の補正額はございませんが、財源内訳の変更のみでございます。なお、この補正予算につきましては、去る12月4日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第51号平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第52号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第52号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 議案の49ページをお開きください。

議案第52号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

第1条は総則です。

平成27年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。

平成27年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、364万2,000円を追加し、2億1,143万9,000円。

第1項営業収益、364万2,000円を追加し、2億667万8,000円。

支出。

第1款水道事業費用、364万2,000円を追加し、2億1,143万9,000円。

第2項営業外費用、364万2,000円を追加し、5,052万9,000円。

50ページをお願いいたします。

平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。今回の補正は、消費税支出増により予算に不足を生じるため補正するもので、その支出に見合った収入を計量給水料に求めた補正でございます。

収入で、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益364万2,000円を追加し、2億654万6,000円。

支出でございます。

1款水道事業費用2項営業外費用3目消費税、364万2,000円を追加し、1,164万2,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第52号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第53号 羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第53号羅臼町行政手続における特定の個人を



識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の52ページをお願いいたします。

議案第53号羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について。

羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

53ページをお願いいたします。

羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例であります。

今回の条例制定であります、来年1月から利用が開始される番号法における個人番号は、条例に定める事務処理について利用することができることとされていることから、当町におきましては、健康保険法で求められる船員保険に係る事務について利用できると定めるものであります。

条例の詳しい内容につきましては、常任委員会で御説明したとおりでありまして、条文は記載のとおりであります。

第1条は趣旨を定めておりまして、番号法に定める社会保障、税または防災に係る事務の利用に関し必要なことを定めるとしております。

第2条は定義を定めており、第1号から第4号まで、それぞれ番号法によるものと定めております。

第3条は町の責務を定めており、適正に取り扱い、国と連携を図りながら、自主的かつ主体的に施策を実施するとしております。

第4条で、個人番号の利用の範囲を定めておりまして、健康保険法で求められる地方税関係情報、住民票関係情報、または介護保険給付情報などの関係情報を船員保険法に係る手続等に関する事務としております。

第5条は委任で、必要な事項は別に定めるとしており、附則で、施行の日を平成28年1月1日としております。

以上であります、平成29年度をめどに国が整備を進めております情報共有ネットワークシステムにより、他の公共団体との情報連携が実施された場合は、事務の効率化や町民の皆様の利便性が図られるなど、利用効果が大きくなることが見込まれますので、今後におきましては、他の市町村の状況を踏まえまして利用の拡大を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第53号羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第54号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(村山修一君) 日程第19 議案第54号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

納税担当課長。

○納税担当課長(長屋修二君) 議案54ページをお願いいたします。

議案第54号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例(昭和33年条例第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本条例は、地方税法の改正により納税環境整備の一環として猶予制度が見直され、平成28年度から適用されることから所要の改正を行うため制定するものであります。

55ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

羅臼町町税条例(昭和33年条例第10号)の一部を次のように改正する。

初めに、目次の改正であります。第8条から第17条まで削除のところ、第8条から第12条を追加することによる所要の改正であります。追加する条文の内容を説明いたします。

第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付等。

第1項、第2項により、徴収猶予または徴収猶予の延長に係る分割納付の方法を規定しております。

第3項により、前2項により定めた事項について職権により変更できることを規定して

おります。

第9条、徴収猶予の申請手続等。

第1項から第7項により申請書に記載する事項、添付書類を規定しております。

第8項により、申請書の補正期間を20日と規定しております。

第10条、職権による換価猶予の手続等。

第1項により、職権による換価猶予または換価猶予の延長をする金額、分割方法を規定しております。

第2項、第3項により、提出を求めることができる書類を規定しております。

第11条、申請による換価の猶予の申請手続。

第1項により、申請による換価猶予または換価猶予の延長をする金額、分割方法を規定しております。

第2項により、申請期間が6月であることを規定しております。

第3項から第6項により、申請書に記載する事項、添付する書類を規定しております。

第7項により、申請書の補正期間を20日と定めております。

第12条、担保を徴する必要がある場合。猶予期間の延長を除き、猶予期間が11月以内の場合、担保徴収の必要がないことを規定しております。なお、猶予期間の延長の場合、第9条第5項第5号などにより、猶予期間の延長を受ける金額が100万円以下かつその期間が7月以下としているものであります。

第13条から第17条は削除するものであります。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

なお、参考資料1の条例説明資料2の新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第54号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第55号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条

## 例制定について

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第55号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 59ページをお願いいたします。

議案第55号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

60ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免の申請に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

改正条文でございます。

第26条第3項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

また、別冊参考資料の7ページ、資料3に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、この条例の一部改正につきましては、去る12月4日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第55号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 2 1 議案第 5 6 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第 2 1 議案第 5 6 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する  
条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 6 1 ページをお願いいたします。

議案第 5 6 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

今回の改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請に係る規定を  
整備するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正条文でございます。

第 9 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の  
個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5  
項に規定する個人番号をいう。以下同じ）」に改める。

第 1 0 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則として、この条例は平成 2 8 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

なお、別冊参考資料の 8 ページから 9 ページ、資料 4 に新旧対照表を掲載しております  
ので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 5 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 5 6 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり  
決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 2 1 議案第 5 6 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 2 2 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第 2 2 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第 7 1 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4 時 0 9 分 休憩

---

午後 4 時 1 0 分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程追加の議決

---

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま、町長から、議案第 5 7 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 7 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第 1 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 追加日程第 1 議案第 5 7 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町一般会計

補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第57号でございます。平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,764万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

16款1項寄附金、1,200万円を追加し、4,070万8,000円。

歳入合計、1,200万円を追加し、37億1,764万4,000円。

歳出でございます。

2款総務費、1,200万円を追加し、7億3,099万1,000円。

1項総務管理費、1,200万円を追加し、6億9,424万7,000円。

歳出合計、1,200万円を追加し、37億1,764万4,000円。

4ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、1,200万円の追加でございます。知床・羅臼まちづくり寄附金を充てることとしてございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に552万円の追加でございます。知床・羅臼まちづくり基金の積立金でございまして、1,200万円の寄附を見込んでございまして、これの2分の1マイナス消費税額を引いたものの額といたしております。

11目企画費、648万円の追加でございます。ふるさと納税に関する経費でございまして、謝礼金として1,200万円の半分の8%の消費税を見込んでございます。このことにつきましては、町長から行政報告がありましたとおり、多くの寄附の申し込みが続いておりまして、返礼品、謝礼に不足を生ずることから補正をお願いするものであります。

なお、お手元に、9日現在のふるさと納税申し込み状況が配付されていると思っておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第57号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

---

### ◎町長挨拶

---

○議長（村山修一君） ここで、町長より年末の御挨拶がございます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 本年最後の定例会ということもあり、年末の御挨拶をさせていただきたいと思います。

ことし4月27日、議員皆様とともに、先日御逝去なされた大沼勝選挙管理委員長より当選証書を授与され、町長としての任をスタートさせていただきました。町長就任の最初の仕事は、幌萌地区の地滑り海岸隆起災害対策本部長でありまして、昨年冬は大雪の影響で、交通麻痺や雪崩など、多くの災害に見舞われた後の海岸隆起という、今まで例のない災害でありました。現在は小康状態が続いておりますが、今後も注視してまいりたいと思っております。

6月の定例議会におきまして、私の執行方針を述べさせていただきました。まちづくりの基本姿勢としてKプロジェクトの推進を上げておりまして、最初に各町内会との座談会の開催をお願いし、現在のところ、ほとんどの町内会の皆様と膝を交え、ざっくばらんな意見交換をさせていただきました。そこで、町民の皆様のお話は、決してあきらめなどではなく、自分たちも頑張るから、新町長を中心に羅臼全体で頑張るべといった、力強い、ありがたい言葉もたくさんいただき、新米町長としては本当に勇気をいただきましたし、改めて責務の大きさを痛感いたしました。

Kプロジェクトの推進のために、庁舎内にまちづくり推進本部を設置し、15名の職員を兼務という形で配置をさせていただきました。さきに報告をさせていただいたふるさと納税に関しましては、手続の上でおしかりをいただきながら、何とかこの12月1日にスタートさせることができ、現在まで順調に、いや、それ以上に推移をしております。この



間、お世話になった町民の皆様に、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思っております。また、これに携わった15名の職員は、とても苦勞をしたと思っております。本当によくやってくれたと思っております。そして、その15名の頑張りを理解し、協力してくれた多くの職員にも感謝をいたしたいというふうに思っております。とはいえ、始まったばかりですので、今後もこの好調を維持できるよう、さらにさらに努力してくれることを願っておりますし、議員の皆様、そして町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げたいと思っております。

執行方針の中で6点の重点項目の中のトップに上げさせていただいた、地域を支える産業の活性化については、羅臼漁業協同組合が取り組んできた格差是正が少しずつ形になってきております。残念ながら、多くの組合員が脱会や魚種転換をしなければならない状況になってしまっているわけでありまして。このことは非常に残念なことではあります。新たな羅臼の漁業を構築するための取り組みと捉え、羅臼町としても羅臼漁業協同組合との連携を深め、今後の発展に努めてまいりたいと考えております。

観光産業につきましても、流動人口をふやすために、東京23区と静岡県の中学校、高校にトップセールスに行っていました。お話を伺うと、いろいろな問題がありますが、決して解決不可能なことではありませんでしたので、今後、羅臼町としてしっかりと事業計画を作成し、道や国などの関係機関に陳情や要望ではなく、企画書として御提案をさせていただこうと思っております。

まだまだ報告をいたしたいことはたくさんありますが、この8カ月間は、ふなれな、無知な町長のもと、さまざまな方々にお世話になり務めさせていただきました。議員皆様には、町政運営につきまして格別なる御理解と御支援をいただきました。本当に感謝申し上げます。来る新しい年も、より一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

心から願うことは、来年は雪が少なく、吹雪かず、災害に見舞われることのない一年でありますようにということでもあります。平成28年が羅臼町民一人一人の幸せを運び、町政のさらなる発展をもたらす年になりますことを祈念しながら、年末の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。よいお年をお迎えください。(拍手)

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、会議を閉じます。

平成27年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 4時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 村山修一

議員 高島讓二

議員 宮腰寛